第70回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 10 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
4-(2)	第 10 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 概要
5-(1)	第 30 回 一般原則部会 (CCGP) 議題
5-(2)	第 30 回 一般原則部会 (CCGP) 概要
6-(1)	第 48 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
6-(2)	第 48 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要
7-(1)	第 43 回 食品表示部会(CCFL)議題
7-(2)	第 43 回 食品表示部会(CCFL)概要
8-(1)	第 39 回 総会(CAC)仮議題
8-(2)	第39回 総会 (CAC) 主な検討課題

第70回コーデックス連絡協議会

日時:平成28年6月10日(金)

 $13:00 \sim 17:00$

場所:中央合同庁舎第4号館共用408会議室

議事次第

1. 議題

- ①最近検討された議題について
 - ・第10回 食品汚染物質部会 (CCCF)
 - ・第30回 一般原則部会 (CCGP)
 - ・第48回 残留農薬部会 (CCPR)
 - ・第43回 食品表示部会 (CCFL)
- ②今後検討される議題について
 - ·第39回 総会 (CAC)
- 2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

をまがき けいすけ 天笠 啓祐 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員

いわた しゅうじ 岩田 修二 特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長

まにたけ かずぉ 鬼武 一夫 日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長

カビま ひろし 門間 裕 一般財団法人 食品産業センター 参与

菊池 孝治 JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長

(まがいひと み 熊谷日登美 日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授

世中 弘之 東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授

つる み かずのこ 鶴身 和彦 公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長

戸部 依子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長

世末 たかこ 蓮尾 隆子 家庭栄養研究会 常任顧問

第70回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 28 年 6 月 10 日 (金)

	事務局	等				事	務局	等
入口		消費者庁 増田補佐〇	厚生労働省 佐藤室長〇	農林水産省 辻山調査官〇	(司為) 説明者○			
	山根 委員〇					○天笠	委員	
	蓮尾 委員〇					○岩田	委員	
	田中 委員〇					○鬼武	委員	
		〇 脊 黒	○菅沼	○菊池	〇 門 間			
		委員	委員	委員	委員			
		報	道 4					
		傍耶	恵(67 名	ጃ)				

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 10 回食品汚染物質部会

日時:2016年4月4日(月)~4月8日(金)

場所:ロッテルダム (オランダ)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	玄米中の無機ヒ素に関する最大基準値案(ステップ 7)
6	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CODEX STAN 193-1995) の中の特定の果実類及び野菜類 (生鮮品及び加工品) 中の鉛の最大基準値の改定原案 (ステップ 4)
7	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 4)
8	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムに関する最大基準値原案 (ステップ4)
9	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) (一般条項)の改定案 (ステップ7)
10	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の付属書の改定原案 (ステップ 4)
11	香辛料中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案(ステップ4)
12	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書についての討議文書
13	香辛料中のかび毒に関する最大基準値の設定についての討議文書

14	魚類中のメチル水銀に関する最大基準値についての討議文書
15	JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト
16	その他の議題及び今後の作業
17	次回会合の日程及び開催地
18	報告書の採択

第 10 回食品汚染物質部会(CCCF)概要

1. 日時及び開催場所

日時:2016年4月4日(月)~4月8日(金)

場所:ロッテルダム(オランダ)

2. 参加国及び国際機関

55 加盟国、1 加盟機関、14 国際機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省顧問 山田 友紀子

農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 小林 秀營農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 漆山 哲生農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課課長補佐 松島博英厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課係長 井河 和仁厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課 柳澤 真央国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官 登田美桜

4. 概要

議題1. 議題の採択

仮議題が採択され、順番を入れ替えた上で、関連する議題を連続して議論すること、JECFA における汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト(議題 15)に関する会期内作業部会の開催(議長国:米国)に合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第38回総会、第37回栄養・特殊用途食品部会及び第37回分析・サンプリング法部会で 承認された事項について、コーデックス事務局から報告があった。

第70回執行委員会から付託された、部会内の作業管理のためのアプローチ作成についての検討要請については、CCCFでは手続きマニュアル (Procedural Manual) や食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CODEX STAN 193-1995) (GSCTFF) 中のガイダンスによって十分に作業の透明性や管理が確保されていることを確認し、追加のガイダンス等の作成は不要であることに合意した。

第2回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)から付託された、スパイス及び料理用ハーブに対して葉菜類の汚染物質(カドミウム及び鉛)のMLを適用できるかどうかとの検討要請については、GSCTFFにおいて食品・品目の定義は基本的にコーデックス食品分類

(CAC/MISC 4)を使用することなっており、葉菜類とスパイス及び料理用ハーブでは異なるコードが付されていることから明らかなように、葉菜類のMLをスパイス及び料理用ハーブに適用できないこと、両者の消費パターンや使用状況は全く異なっているため別々の暴露評価が必要であり、仮にスパイス及び料理用ハーブにMLが必要なのであれば更なる情報

が必要であることを確認した。我が国からは、そもそもスパイス及び料理用ハーブは消費量が小さく GSCTFF の ML 設定の規準に合致しないこと、汚染物質の汚染経路には主に降下物由来と土壌(根)からの吸収由来があり、スパイス及び料理用ハーブの種類や部位によって葉菜類と汚染濃度に違いがあるのは明らかであることなどを指摘した。

本部会としては、葉菜類のMLはスパイス及びハーブ類に適用できないこと、スパイス及びハーブ類中の汚染物質に関してML設定を希望する国がある場合には本部会に対して検討を要請することを、CCSCHに対して情報提供することで合意した。

議題 3. FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項

WHO 事務局から第80回 JECFA (2015年) における非ダイオキシン様 PCB 及びピロリジジンアルカロイドの評価結果の概要、同評価のモノグラフは FAS71 の付属書として公表予定であること等が紹介された。また、WHO が推計した食品に起因する疾病負荷の結果、化学物質のリスク評価における TTC アプローチの活用に関する専門家会合、コーデックストラストファンドの状況、海産毒の毒性等価係数に関する専門家会合の状況等について、情報提供があった。

FAO/WHO が実施したソルガム中のかび毒に関するプロジェクト研究で得られたデータの統計学的な解析結果について報告があり、全1533 試料中、1%以上の検出率があった重要なかび毒として、総アフラトキシン、フモニシン類、ステリグマトシスチン、ジアセトキシスシルペノール、ゼアラレノン、オクラトキシンA、アルタナリオール、アルタナリオールモノメチルエーテルに関して、部会がML設定の検討に資するためのデータ(各種統計量、ヒストグラム)が提示された。ステリグマトシスチン及びジアセトキシスシルペノールについては本年11月の第83回 JECFAで評価予定であり、すべてのかび毒のML設定の必要性の検討は JECFA の評価結果が得られるまで延期することで合意した。

また、本プロジェクト研究で実施された価値連鎖研究において、タンニン含有量が高く、赤い色素の遺伝子型を持つソルガム種子は、かびに対して高い抵抗性を持つこと、及び、収穫直後に追加の又は改良された風選を行うことがソルガムのかび毒低減に効果があることが示唆されており、これらの知見を穀類のかび毒の汚染防止及び低減に関する実施規範(CAC/RCP 51-2003)に含めるかどうか、議題 9 及び 10 において検討されることとなった。

部会はこれらの FAO/WHO から提供された全ての情報に留意するとともに、JECFA による優先評価リストに関する会期中作業部会(議題 15 参照)において、必要なフォローアップについて特定するため、JECFA の評価結果を検討することで合意した。

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

食料・農業における放射線技術 FAO/IAEA 共同事業部から、本部会に関連する作業報告等がなされた。共同事業部の代表は、食品及び飲料水の放射性活性濃度に関する規準についての技術文書 (TECDOC) に関して、GSCTFF から放射性核種のガイドライン値に関する情報を得た上で、現存被ばく状況に焦点を当てており、1 mSv/年を食品及び飲料水からの被ばくに関して適切な規準であることを強調していること、国レベルの放射性核種の基準として使用する放射能濃度を策定する際に助けとなる枠組みを含むこと、報告書の電子コピーがまもなく利用可能となること、規制当局が放射性核種の基準を変更する意味合いや特定

の食品中の放射性核種の放射能濃度を調査する際の一助となることが紹介された。また、同代表より、技術文書は原子力災害後の状況に焦点を当てたものではなく、コーデックスのガイドライン値が緊急時以外のほとんど全ての状況で適切なものであることを強調しており、被ばくが1 mSv/年を超える基準は、正当化される場合に限り、国内のみで採用されるべきであることが付け加えられた。

(報告書は IAEA-TECDOC No. 1788 として、IAEA ウェブサイトで公開済み)

議題 5. 玄米中の無機ヒ素に関する最大基準値案 (ステップ 7)

(経緯)

第8回会合(2014)において、精米及び玄米に含まれる無機ヒ素の最大基準値原案を検討し、精米については0.2 mg/kg で合意し、第37回総会にてステップ5/8で採択された。一方、玄米中の無機ヒ素の基準値については、さらに検討することで合意した。

第9回会合(2015)では、超過率が2%前後である基準値原案0.35 mg/kgをステップ5で総会に諮ることに合意した。さらに、基準値の設定のため、地理的により多くの代表的なデータを検討する必要があるとの意見が出されたことから、各国、特にコメの主要な生産・消費国からのさらなるデータ提出を求め、EWG(議長:日本、共同議長:中国)がデータの解析を行い、その結果に基づいて第10回会合で議論することが合意された。また、第9回会合において、基準値が0.35 mg/kgとなった場合、有効数字が2桁となり、基準値適合性を確認するための適切な分析法がないのではないかとの意見が出された。適切な分析法があるかどうかについて議論がなされたが結論は出ず、上記EWGで本件について検討し、その結果に基づき、今次会合で再度検討することとなった。

基準値原案は第38回総会(2015)でステップ5で予備採択され、ステップ6で各国にコメントを求めて(我が国も提出)、今次会合ではステップ7で議論された。

(結果)

我が国は、EWG の議長として、昨年新たに提出されたデータとそれ以前に提出されたデータを合わせて、5 地域 12 か国 3861 点の玄米中の無機ヒ素濃度のデータを、既に採択された精米の基準値(0.2 mg/kg)を設定した際と同様に解析し、それぞれの ML 案を導入した場合の玄米中の無機ヒ素平均濃度、超過率、無機ヒ素暴露に及ぼすインパクトの推定結果を報告した。その結果、玄米に対して ML 0.35 mg/kg を設定した場合、精米の ML に対する超過率(約2%)と同程度の超過率となることも報告した。EWG として、利用可能な分析法において、有効数字 2 桁の ML に対応した測定が可能であることを確認したことも報告した。

EWG の解析結果から、消費者の健康保護と超過率のバランスが良い ML 案 0.35 mg/kg を、アジア、アフリカ、南北アメリカ、ロシア等の多くの国が支持した。一方、EU、ノルウェー、モロッコは対案として ML 案 0.25 mg/kg を主張した。

議論の末、部会は、ML 案として 0.35 mg/kg を第 $39 \text{ 回総会でのステップ } 8 \text{ での最終採択 にかけること、コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範(議題 <math>7 \text{ 参照})$ を実行してから $3 \text{ 年後に、その時点での実態データに基づいてこの ML を引き下げることが可能かど うか検討を行うことに合意した。EU、ノルウェー<math>(0.25 \text{ mg/kg}$ を主張)、インド(EWG の解析 に対して不満、 0.5 mg/kg を主張)はこの決定に対して留保した。

<u>議題 6. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CODEX STAN 193-1995)</u> (GSCTFF) の中の特定の果実類及び野菜類 (生鮮品及び加工品) 中の鉛の最大基準値の改定原案 (ステップ 4)

(経緯)

第73回 JECFA (2010年) において、鉛に関する従来の PTWI が取り下げられ、新たな PTWI は設定されず、リスク低減のために食品由来の鉛暴露の低減対策をとるべきと勧告されたことを受けて、第6回会合 (2012年) 以降、GSCTFF に収載されている食品中の鉛の最大基準値の改定 (合理的に達成可能なできるだけ低い水準への引き下げ) 作業が続けられている。今次会合では、ベリー類及びその他小型果実類のジュース及びネクター、パッションフルーツのジュース及びネクター、ベリー類及びその他小型果実類の缶詰、葉菜類の缶詰、マメ科野菜類の缶詰、アブラナ科野菜類の缶詰、ジャム及びゼリー類、マンゴーチャツネ、栗及び栗ピューレの缶詰、キュウリのピクルス、トマト缶詰、濃縮加工処理されたトマト、テーブルオリーブス、生鮮菌類及びキノコ類の鉛の最大基準値が検討された。

(結果)

• ベリー類及びその他小型果実類のジュース

EWG の提案どおり、新たに提出されるデータを考慮して、次回会合において果実ジュースと同じ ML (0.03 mg/kg) を適用するか、別の ML (0.04 mg/kg) を適用するかを検討することで合意した。なお、過去に合意しているとおり、ベリー類及びその他小型果実類のみから得られたジュース及びネクターが ML の適用対象であり、それ以外の果実を含むミックスジュースは果実ジュースの ML が適用となることを確認した。

パッションフルーツジュース

生産国から新たに提出されたデータに基づいて検討した EWG の提案どおり、果実ジュース及びネクターの ML(0.03 mg/kg)の適用対象に含めることで合意した。

• ベリー類及びその他小型果実類の缶詰

EWG の提案どおり、果実缶詰の ML (0.1 mg/kg) の適用対象に含めること、個別食品 規格に由来し現在の GSCTFF に収載されている、イチゴ缶詰、ラズベリー缶詰の ML (6.1 mg/kg) は廃止することで合意した。

• 葉菜類の缶詰、マメ科野菜類の缶詰

EWG の提案どおり、野菜缶詰の ML (0.1 mg/kg) の適用対象とすること、個別食品規格に由来し現在の GSCTFF に収載されている、グリーンピース缶詰、グリーンビーンズ缶詰及びワックスビーンズ缶詰の ML (それぞれ 1 mg/kg) は廃止することで合意した。

アブラナ科野菜類の缶詰

現時点ではデータが少なかったことから、EWG からは、追加のデータを集めた上で、次回会合で検討することが提案された。一方で、EU からは、アブラナ科野菜類の ML が野菜缶詰の ML (0.1 mg/kg) と同じ値であり、缶詰食品であっても鉛の含有濃度が大幅に上昇するとは考えられないことから、新たなデータを待たずに野菜缶詰の ML の適用

対象とすることが提案された。議論の結果、追加データを集めた上で、次回会合で検討 することで合意された。

• ジャム (フルーツプリザーブ) 及びゼリー類

EWG の提案どおり、ML を 1 mg/kg から 0.1 mg/kg に引き下げること、ジャム、ゼリー及びマーマレードの規格 (CODEX STAN 296-2009) の適用範囲との整合をとって、マーマレードも ML の適用対象とすること (品目名をジャム (フルーツプリザーブ) 及びゼリー類からジャム、ゼリー及びマーマレードに変更) で合意した。

• マンゴーチャツネ

十分なデータ数が集まらなかった場合、ジャム、ゼリー等と併せてより広い品目を対象とする ML とすることについて議論を行った。インドは、マンゴーチャツネが香辛料や調味料などジャム、ゼリー等とは異なる原料組成を持つことから、ジャム、ゼリー及びマーマレードと一緒の ML とすべきで無いと強く主張した。結果として、部会は現在の ML (1 mg/kg) を維持した上で、インドに対してジャム等と一緒の ML を適用することができないとする科学的な根拠を EWG に提出することを要請した。また、マンゴーチャツネに対して単独の ML を検討するのに十分なデータ数が得られなかった場合には、EWGでジャム等の ML に含めることも検討することとなった。

• 栗及び栗ピューレの缶詰

EWG の提案どおり、更なるデータ提出を待って次年度に検討するとともに、十分なデータ数が得られなかった場合は果実缶詰の ML (0.1 mg/kg) に含めることを検討することで合意した。

• キュウリのピクルス

EWG の提案どおり、従来の 1 mg/kg から 0.1 mg/kg に ML を引き下げることで合意した。

• トマト缶詰、濃縮加工処理されたトマト

一部品目で、ML 提案の根拠となる濃度データが少ないことについて、我が国は、統計学的な観点から ML の根拠となるデータは少なくとも 50-60 点必要である旨発言し、概ね賛同が得られた。これに基づき、濃縮加工処理されたトマトは、データが 21 点しかないため、追加データを考慮して次回会合で ML を再検討することとなった。トマト缶詰は、濃度データが 82 点あったことから、EWG の提案通り 1 mg/kg から 0.05 mg/kg に引き下げることで合意した。なお、生鮮品と加工品の全可溶性固形分を考慮した汚染物質の ML 適用に関する注釈は、削除することで合意した。

• テーブルオリーブス

EWG の提案どおり、ML を 1 mg/kg から 0.4 mg/kg に引き下げること、将来的により多くのデータが得られた段階で ML を見直す(さらなる引き下げを検討する)ことで合意した。

• 生鮮の菌類及びキノコ類

本提案は、キノコ類が果菜類の鉛のMLの適用外となっていたことから派生した作業であることを鑑み、キノコ類の加工品はMLの検討対象外であることが確認された。中国が数千件の実態調査データを1年以内に提出できる見込みであることを表明したこと、キノコ類へのMLの新規設定において現存するMLの改定と同様の方法で暴露量等を考慮せずにMLを提案をすることは理想的とは言えない可能性があることから、今次会合ではML原案を提案せずに追加データを待って、次年度にキノコ類全体に適用する包括的なML原案を提案するか、又は、適切かつ可能であればキノコ毎又は種類毎のML原案を検討することで合意した。

本議題の結論として、今次会合で合意した品目の改定原案についてはステップ 5/8 で第39回総会に諮ること、次年度に検討することとなった品目に加えて、既存の ML がある魚類、豆類について、EWG (議長:米国)を設置して、改定作業を継続することで合意した。

議題7. コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案(ステップ4)

(経緯)

第8回会合(2014)において本実施規範作成の新規作業に合意した。第9回部会(2015)は「1. 序章」、「2. 範囲」について合意し、コメ中ヒ素の低減のためのさらなる情報提供をコーデックスメンバーに求めるとともに、再度 EWG(議長:日本、共同議長:中国)を設置、その結果を今回会合で検討することとなった。

(結果)

我が国は、EWG の議長として、既に得られている情報だけでは実施規範を作成するのに十分ではないこと、いくつかの国で関連する調査・研究が進行中であることを踏まえ、これらの成果が得られる 2019 ないし 2020 年まで本作業を延期することを提案した。

議論の結果、既に得られている情報だけを用いた、簡易な実施規範であっても有用であるというメンバーが多かったことから、本作業を延期せず、継続して検討することを決定した。本実施規範の内容の充実に資する低減技術に関する情報(収集する項目は、議場で我が国が作成・提案し合意)を、回付状 (Circular Letter) により部会としてメンバーから収集することとした。

EWG(議長:日本、共同議長:スペイン)を再設置し、ステップ 2/3 で回付状への回答や今次会合で提出された情報等に基づき実施規範原案を作成し、コメントを求め、次回会合で検討することとなった。

議題 8. カカオ及びカカオ由来製品中のカドミウムに関する最大基準値原案(ステップ 4) →チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムに関する最大基準値原案(ステップ 4) (経緯)

第77回 JECFA (2013年)ではチョコレート及びカカオ製品に由来するカドミウムの摂取は健康上の懸念とはならないと評価されたが、カカオ製品中のカドミウムに関するコーデックス ML がないため、カカオの主たる輸出国である開発途上国が同製品の輸出において不利益を被るとの意見があり、2014年に新規作業が提案・承認された。EWG (議長:エクア

ドル、共同議長:ブラジル)において、原案の作成等が行われた。

(結果)

最初にコーデックス事務局から議題の修正が行われた(上記参照)。

EWG の議長国であるエクアドルから、EWG の議論では ML 設定の対象品目について合意が得られなかったことが説明されるとともに、今次会合で以下を議論することが提案された。

- (1) チョコレートの分類について作業を行い、分類に基づきカドミウムの含有実態データを収集する。
- (2) CCMAS に対し、カカオ及びカカオ由来製品中のカドミウムの分析法を規格化するよう要請する。
- (3) カカオリカー及びカカオパウダーについては、以下の ML を設定する。

品目	ML 原案(mg/kg)
ココアリカー	3.0
ココアパウダー	4.0

今次会合では上記を踏まえ、最初にMLを設定する対象品目(原材料、中間製品、最終製品)について議論を行い、以下の3つの意見が出された。

1つ目は、原材料であるカカオ豆にMLを設定するべきとの意見であり、その根拠としては、貿易量が多く輸入国にとって重要な貿易品であること、GSCTFF中のML設定の規準に則っていることが挙げられた。この意見に対する懸念として、生産地の地理・気候に応じてカカオ豆中のカドミウム濃度が異なり、貿易上の障壁につながる可能性があること、国によってはカカオ豆ではなく中間製品が輸入されており、貿易パターンが国に応じて多様であることが挙げられた。

2 つ目は、直接消費され、最も貿易量が多い最終製品(チョコレート及び直接消費用のココアパウダー)に設定するべきであるとの意見であり、その根拠としては、加工によりカドミウム低減が可能であることが挙げられた。この場合の懸念、留意事項として、チョコレート中のカドミウム濃度は脱脂カカオ固形分の割合と関連性があるので、総カカオ固形分ではなく脱脂カカオ固形分でチョコレート等を分類する必要があること、チョコレート及びチョコレート製品に関するコーデックスの個別食品規格の分類が細かく多様であり、最終製品をMLの対象品目にするのは難しいのではないかといったことが挙げられた。さらに、個別食品規格の分類では、カカオの割合とカドミウム濃度との関連を考慮してMLを設定する際に必要な、チョコレート等の総カカオ固形分や脱脂カカオ固形分の全ての比率に関する情報は得られないことが確認された。

3つ目は、将来的に最終製品にMLを設定したり、チョコレート製品を分類したりする際の基礎とするためにも、まずはEWGで提案された中間製品を対象にML設定をすべきとの意見であった。

本会議の議論では ML を設定する対象品目について合意を得ることが難しかったことから、会期内作業部会(議長:エクアドル、共同議長:ブラジル、ガーナ)が開催され、我が国も当該作業部会に参加して議論した結果、ML 設定の対象品目は中間製品(カカオリカー及びカカオパウダー)及び最終製品(チョコレート及び直接消費用カカオパウダー)の両方とし、最終製品については、多くの場合、脱脂カカオ固形分ではなく総カカオ固形分が表

示されており情報として入手しやすいことから、総カカオ固形分に基づいて ML を設定することで合意した。会期内作業部会の合意を受け、部会は、総カカオ固形分の割合とカドミウム含有実態に基づく ML が設定されるよう、以下の情報提供を要請する回付状を発出することとした。

- (1) 中間製品(カカオリカー、カカオパウダー) に関するカドミウムの含有実態と生産地
- (2) 最終製品(チョコレート、直接消費用カカオパウダー)に関するカドミウムの含有実態、総カカオ固形分(%)、チョコレートの分類、最終製品の生産国及び可能であれば原料原産地

部会は、各国に対して上記の含有実態データを GEMS/Food に提出することを求め、本議題は、再度、EWG (議長:エクアドル、共同議長:ブラジル、ガーナ)を設置し、ステップ 2/3 でコメントを募集し、次回会合において検討することとなった。

議題 9. 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) (一般 条項) の改定案 (ステップ 7)

(経緯)

実施規範の策定から 10 年以上が経過したことを受けて、最新の科学的知見に基づく改定が進められてきたものである。 第 9 回会合 (2015) において一般条項の改定原案については基本合意し、第 38 回総会 (2015) でステップ 5 で予備採択され、今次会合では最終採択に向けた議論が行われた。

(結果)

付属書原案作成の EWG (議題 10 参照) の議長国であったブラジルが、事前にメンバーから提出された修正提案を反映した改定案を会議文書 (CRD) として用意し、これに基づいて議論が行われ、一部の文言の修正が行われた。修正に合意した一般条項の改定案については、ステップ 8 での最終採択を第 39 回総会に諮ることで合意した。

<u>議題 10. 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CAC/RCP 51-2003)の付</u> 属書の改定原案(ステップ 4)

(経緯)

第9回会合(2015)において一般条項の改定案(議題9参照)については基本合意が得られたものの、同会合で議論された穀類のデオキシニバレノールの最大基準値において、加工向けの穀類に関して加工工程での低減措置の実施を前提とした注釈が付いたことを受けて、カナダから付属書原案の再修正の必要が提案され、付属書のみをステップ 2/3 に戻して電子作業部会(議長:ブラジル、共同議長:カナダ、米国)で改定原案を作成し、今次会合で議論することに合意したもの。

(結果)

議題9と同様に、EWGの議長国であるブラジルが用意した、事前にメンバーから提出された修正提案を反映した会議文書に基づいて議論が行われた。議論の結果、微細な文言の修正を反映した上で、付属書の改定原案についてもステップ 5/8 での最終採択を第39回総会に諮ることで合意した。

議題 11. スパイス類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案(ステップ 4) (経緯)

第9回会合(2015)で新規作業が提案され、第38回総会(2015)において承認されたものである。電子作業部会(議長:スペイン、共同議長:インド、オランダ)が、昨年の部会に提示された討議文書を基に、実施規範の一般条項原案及び付属書の一般構成案(付属書の例)を作成した。

(結果)

EWG 議長国のスペインが部会で議論が必要ないくつかの懸案事項について報告し、それらについて議論が行われた。

実施規範については、食品衛生部会(CCFH)が作製したスパイス及び乾燥芳香性ハーブの衛生実施規範(CAC/RCP 42-1995)の対象範囲との整合をとり、本規範においても乾燥芳香性ハーブを対象範囲とするかどうかの議論では、タイ等からスパイスとハーブは生産や加工の方法が異なるとの意見が出されたことから、対象をスパイスに絞ることで合意した。また、水分を保持するための包装技術(脱気やガス充填)を含めるかどうかの議論では、それらの技術は高コストでありすべての国が実行可能な技術ではないものの利用可能な管理措置であること、燻乾を含めるかどうかの議論では、燻乾は多くの国で既に利用されている工程であることから、これらについても規範に含めることで合意した。

また、コーデックス内の他の作業との重複・不一致が無いようにするため、本部会でのスパイス中のかび毒に関する ML 設定や残留農薬部会 (CCPR) における食品分類における作業と同様に CCSCH におけるスパイスの分類に関する作業を考慮すること、水分含量が低い食品の衛生実施規範 (CAC/RCP 75-2015) とスパイス及びハーブに関する付属文書への参照を設けることについて合意した。

本規範の付属文書については、EWG から CCSCH と同様にスパイスの形態や部位に基づく 分類を用いることが提案されており、これを起点に今後作業を継続することで合意すると ともに、アフラトキシン及びオクラトキシン A の汚染の防止及び低減に関する 2 つの付属 書の作成作業を行うことで合意した。また、付属文書の対象となるスパイス又はスパイス の分類については、実施規範の策定では同じ栽培方法や取扱い等が適用可能であるかが重要であり、ML 設定対象とする優先度の分類 (議題 13 参照) とは考え方が異なることが確認された。本作業を進めるにあたり、有効性が実証された汚染防止・低減方法に関する情報が必要であることから、回付状を発出して情報収集を行うこととなった。

最終的に、本議題はステップ 2/3 に差し戻し、再度 EWG (議長:スペイン、共同議長:オランダ、インド)を設置して、今次会合の議論、コメント及び回付状に応じて提出された情報を考慮し実施規範及び付属文書原案を作成することで合意した。

議題 12. 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の麦 角及び麦角アルカロイドに関する付属書についての討議文書

(経緯)

第9回会合(2015)において、穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CAC/RCP 51-2003)の改定作業の中で、ドイツから、麦角アルカロイドに関する新たな付

属書の追加が提案され、同国が今次会合に向けて討議文書を作成することになったもの。

(結果)

ドイツから、穀類の消費量が多い場合には麦角及び麦角アルカロイドによる潜在的な健康リスクがあること、現在の実施規範の一般条項は麦角アルカロイドの汚染防止に必要な対策を完全にはカバーしておらず、個別の付属書が必要であるとの討議文書の概要説明が行われた。部会としては麦角及び麦角アルカロイドの付属書を穀類のかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範の付属書に加えることに合意し、本作業は付属書の改定作業の一部として扱うことが確認された。EWG(議長:ドイツ、共同議長:英国)を設置し、今回提案された付属書原案についてステップ3でコメントを求め、コメントを考慮して改定した原案を次回会合に提案することとなった。

議題13. スパイス類中のかび毒に関する最大基準値の設定についての討議文書

(経緯)

第9回会合(2015)において、スパイス類中のかび毒に関する最大基準値の策定に係る新規作業に向けて、電子作業部会(議長:インド、共同議長:EU、インドネシア)がスパイス類のかび毒汚染に関する討議文書及び新規作業のプロジェクト文書案を作成することとなったもの。

グループ	スパイス類	形態	かび毒の種類
グループ 1	チリ(トウガラシ)及びパプリカ、 ショウガ、ナツメグ、コショウ、タ ーメリック		アフラトキシン B ₁ 、 総アフラトキシン、
グループ 2	キャラウェイ、セルリーシード、クローブ、コリアンダーシード、ガーリック、フェネグリーク		ポクラトキシン A

スパイス類の優先リスト

(結果)

EWG 議長国のインドから、利用可能な汚染実態等のデータに基づき ML を設定すべきスパイスのうち、国際的な貿易量が多いものを最も優先度が高いグループ (優先グループ 1) とし、利用可能なデータ数が少ないものを次に優先度が高いグループ (優先グループ 2) (上記の表を参照) とした EWG の検討結果及び部会への勧告が報告された。

今次会合では、EWG のアプローチやスパイスへの ML 設定の必要性については概ね合意が得られたものの、米国から ML を優先度が高いグループ内のスパイスごとに個別に設定するのか、グループ全体に設定するのかを明確にすべきであることが指摘された。また、EWG は、総アフラトキシンとアフラトキシン B_1 の両方に ML を設定することを提案したが、我が国やタイ、米国は、これまでに本部会が設定した加工用落花生や木の実の ML は総アフラトキシンに対してのものであり、アフラトキシン B_1 は総アフラトキシンに含まれることから、スパイスについても総アフラトキシンについて ML を設定すべきと意見し、部会として総アフラトキシンの ML を設定することで合意された。

スパイスの優先度の分類については、スパイス中のかび毒の汚染防止及び低減に関する

実施規範の付属文書(議題11参照)との整合性について議論された結果、いずれの作業に おいても分類作業は早期段階にあるものの、実施規範(植物学的な分類)とML(汚染実態 や喫食データに基づいた分類)設定では分類の根拠が異なるため、必ずしも同一の分類と する必要はないことが確認された。

本年 11 月に開催予定の第 83 回 JECFA によるリスク評価の結果が得られてから新規作業提案をするのが望ましいとのコーデックス事務局からの助言に従い、JECFA の評価結果を考慮した討議文書を次回会合までに用意することが提案された。

その結果、本議題は、再度、EWG (議長:インド、共同議長:EU)を設置し、以下の付託 事項についてのみ作業を行うことが合意された。

- 討議文書において優先グループ1として特定されたチリ(トウガラシ)、パプリカ、 ショウガ、ナツメグ、コショウ、ターメリックのスパイスの選択における根拠の提示
- かび毒として総アフラトキシン及びオクラトキシン A を選択する根拠の提示
- 第83回 JECFA (2016年) の評価結果を考慮すること
- 既存の国別基準における貿易面の観点について検討すること
- 優先グループ 1 を対象とした ML 設定の新規作業を提案するプロジェクトドキュメントの作成

議題14. 魚類中のメチル水銀に関する最大基準値についての討議文書

(経緯)

前回会合では、多くの国がML設定を支持した。また、ML設定の対象種の候補として、マグロ類だけでなく、メチル水銀濃度が高いその他の魚種(サメ、カジキ類等)にもMLを設定すべきとの意見が出された。そのため再度EWG(議長:日本、共同議長:ニュージーランド)を設置し、新規作業開始のためのプロジェクトドキュメントを含む討議文書を今次会合に向けて用意することとなった。

今次会合に向けたEWGでは、メチル水銀濃度が高い魚種についてML案を検討するために、 魚種別の摂取量データを募ったところ、2カ国からしかデータ提出がなく、限られたデー タに基づく暫定的な摂取量計算を行ったのみで、ML原案等は検討できなかった。当該結果 も踏まえ、EWGでは、部会に対して以下を検討するよう勧告した。

- (1) ML を設定する必要があるか否か、前回会合の結論の再確認
- (2) ML を設定する場合、どの魚種を対象とするか、また、追加の実態データ又は摂食量データの収集は必要か否か

(結果)

議長は、MLを設定することについては前回会合においてすでに合意しているとして、MLの設定対象とする魚種について絞って議論を行い、まずはマグロ類について MLを設定し、その後、他の魚種への拡大を検討することを提案した。

これに対してメンバーからは、

- マグロ類の魚種や製品カテゴリーを対象にすべきか明確にする必要がある。
- ツナ缶は一般的に水銀濃度が低く、ツナ缶への ML の設定の妥当性について検討すべき。
- マグロ類に限らず他の魚種も対象とすべきであり、その検討のためにさらなる濃度データの収集等を行うべき。

等の意見が出された。当該議論を受けて、本部会の議長から、マグロ類に対して ML を設定することについては部会の合意が得られたものの、依然として検討すべき事項があり、現時点において新規作業を開始するには時期尚早であるとした。そのため、再度 EWG (議長:オランダ、共同議長:ニュージーランド及びカナダ)を設置し、次回会合に向けて以下について検討し、新規作業開始のためのプロジェクトドキュメントを含む討議文書を用意することとなった。

- マグロ類全体として一つの ML を設定すべきか、マグロ類の各魚種に ML を設定すべきか。
- 可能かつ妥当な場合、ツナ缶について個別のMLの設定。併せて、当該MLについて、濃度データをもとに設定すべきか、上記マグロ類のMLをもとに加工係数 (Processing factor) 等を用いて設定すべきか。
- マグロ類以外の魚種についても ML を設定する必要性があるか。

議題 15. JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト

米国を議長とする会期中作業部会において実質的な議論を行い、現在の優先リストから本年11月の第83回 JECFA での評価が予定されているアフラトキシン、フモニシン、ジアセトキシスシルペノール、ステリグマトシスチン、3-MCPD エステル、グリシドールエステルを除外し、ダイオキシン類、無機ヒ素、スコポレチンについては利用可能なデータの種類や提供時期の確認が行われた。

優先評価リストに関する議論

優先リストへの新規提案として、EUより、コーデックスの小麦及びデュラム小麦の規格(CODEX STAN 199-1995)、エン麦の規格(CODEX STAN 201-1995)において麦角菌核の最大含有量が品質規格として存在するが、健康への懸念となり得ることから GSCTFF に含めることを検討する必要があるかどうか検討するため、菌核と麦角アルカロイドの関連性を含めてリスク評価が必要であることが提案され、優先リストに追加することで合意した。また、EUが第83回 JECFA で評価が予定されているアフラトキシン、フモニシンに関して、スパイス及び料理用ハーブのかび毒に関する議論に資するため、スパイス中のこれらのかび毒に関して暴露評価と健康リスク等を追加要請する必要性を指摘し、部会として要請することで合意した。これに対して、JECFA 事務局から、スパイス及び料理用ハーブに関して追加のデータコールを行い、データの提出期限を延長することが示された。

第80回 JECFA の評価結果のフォローアップに関する議論

• 非ダイオキシン様 PCB

EWG (議長: EU) を設置し、食品及び飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 62-2006) に、非ダイオキシン様 PCB に関する JECFA の勧告事項を含めることができるかどうか検討することで合意した。

ピロリジジンアルカロイド

遺伝毒性発がん性の可能性があるため、さらなる実態調査データやフォローアップ措置を記述した討議文書の草案、ハーブ類を扱う CCSCH への JECFA の評価結果及び食品及び飼料中の PA 汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範(CAC/RCP

74-2014) に関する情報提供の必要性について議論された。JECFA のモノグラフが公開されていない現時点では討議文書作成は時期尚早であることを確認し、JECFA のすべての評価結果が利用可能となる次回会合において議論することで合意した。

この他、直接消費用落花生の総アフラトキシンの EWG 原案が JECFA の暴露評価が終了するまでステップ 4 に留め置かれており、本年 11 月の第 83 回 JECFA 会合で暴露評価が実施される予定であるため、次回会合までにインドが JECFA の評価結果を考慮した ML 原案を用意することで合意した。

部会は修正した JECFA の優先評価リストを承認し、次回会合においても会期内作業部会を再招集することで合意した。

議題 16. その他の議題及び今後の作業

今次会合では検討すべきその他の議題はないことが確認された。

議題 17. 次回会合の日程及び開催地

次回の11回会合は、約1年後(2017年4月3日~)にオランダ国外で開催予定であることが情報提供された。ブラジルが共同開催国として申し出ており、正式承認が下りればリオデジャネイロで開催される見通しである。

議題 18. 報告書の採択

我が国の発言や議論の結果が報告書に適切に反映されるよう適宜修正提案を行った。

食品汚染物質部会 (CCCF) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
玄米中の無機ヒ素の最大基準値案	8	第 39 回総会
直接消費用果実ジュース及びネクター (パッションフルーツジュースの包含);果実缶詰 (ベリー類及びその他の小型果実の缶詰の包含);野菜缶詰 (葉菜類の缶詰及びマメ科野菜類の缶詰の包含);ジャム、ゼリー及びマーマレード (MLの引き下げ及びマーマレードの包含)、キュウリのピクルス (MLの引き下げ)、トマト缶詰 (MLの引き下げ及び濃縮係数の適用に関する注釈削除)及びテーブルオリーブ (ML引き下げ)中の鉛の最大基準値原案	5/8	第 39 回総会
穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施 規範 (CAC/RCP 51-2003) の改定原案	8	第 39 回総会
穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施 規範 (CAC/RCP 51-2003) のゼアラレノン、フモニ シン類、オクラトキシン A、トリコテセン類及び アフラトキシン類に関する付属書原案	5/8	第 39 回総会
穀粒中の麦角及び麦角アルカロイドに関する付属 書原案(穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関 する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の付属書)	3	第 11 回 CCCF
選択された野菜及び果実(生鮮及び加工品)及び その他の選択された食品分類中の鉛の最大基準値 原案	2/3	EWG(議長国:米国) 第 11 回 CCCF
コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規 範原案	2/3	EWG (議長国:日本、スペイン) 第11回 CCCF
チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウム の最大基準値に関する最大基準値原案	2/3	EWG (議長国:エクアドル、ブラジル、ガーナ) 第 11 回 CCCF
スパイス類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	2/3	EWG (議長国: スペイン、 オランダ、インド) 第 11 回 CCCF
直接消費用落花生中の総アフラトキシンに関する 最大基準値原案	2/3	インド 第 11 回 CCCF

事項	ステップ	今後のアクション
GSCTFF 中のラズベリー缶詰、イチゴ缶詰、グリーンビーンズ缶詰及びワックスビーンズ缶詰、グリーンピース缶詰、ジャム(フルーツプリザーブ)及びゼリー、キュウリのピクルス、トマト缶詰、テーブルオリーブに関する鉛の最大基準値の廃止	-	第 39 回総会
スパイス類中のかび毒に関する最大基準値につい ての討議文書	_	EWG(議長国:インド、 EU) 第11回 CCCF
魚類中のメチル水銀に関する討議文書	-	EWG (議長国: オランダ、 ニュージーランド、カ ナダ) 第 11 回 CCCF
ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の防止及び 低減に関する実施規範における非ダイオキシン様 PCB に関する討議文書	_	EWG(議長国:EU) 第11回 CCCF
ピロリジジンアルカロイド類に関する JECFA のリスク評価結果のフォローアップ	_	第 11 回 CCCF
JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト	_	第 11 回 CCCF

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 30 回一般原則部会

日時:2016年4月11日(月)~4月15日(金)

場所:パリ (フランス)

議題

1	議題の採択
2	総会及び他の部会からの付託事項
3	コーデックスの作業管理及び執行委員会の機能-事務局が主体となって作 る内部評価(第1段階)の委託事項
4	各部会におけるリスクアナリシスの原則の一貫性
5	その他の事項
6	次回会合の日程及び開催地
7	報告書の採択

第30回一般原則部会(CCGP)概要

1. 日時及び開催場所

日時:2016年4月11日(月)~4月15日(金)

場所:パリ (フランス)

2. 参加国及び国際機関

72 加盟国、1 加盟機関、1 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部参与吉倉廣

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

企画情報課国際食品室 主査 黒岩 健二

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官 清水 裕介

4. 概要

議題1. 議題の採択

部会は仮議題を今次会合の議題として採択した。また、議題 5 「その他の事項」において、以下の 3 つの事項を追加することに合意した。

- ①文書のみで作業を行う部会によって実施される作業 (フランス・ドイツ作成の議場配付資料 (CRD2))
- ②新たな問題:公衆衛生上の懸念が非常に低い化学物質の食品からの検出に対応するためのリスク管理アプローチ案 (ニュージーランド作成の CRD7)
- ③コーデックスウェブサイトの FAO ドメインへの移行(チリ提案)

議題 2. 総会及び他の部会からの付託事項

コーデックス事務局から、第 38 回総会(2015 年)で採択された当部会に関する事項に関し情報提供があった。

第37回分析・サンプリング法部会(CCMAS)

セクション「コーデックス分析法の設立原則」のサブセクション「コーデックスにおけるクライテリアアプローチの施行の作業方法」

部会は、第37回 CCMAS で提案されたとおり、手続きマニュアルの修正を承認した。

<u>議題 3. コーデックスの作業管理及び執行委員会の機能-事務局が主体となって作る内部</u> 評価(第1段階)の委託事項

(経緯)

第68回執行委員会(CCEXEC)及び第36回総会で新規設立が合意されたスパイス及び料理用ハーブ部会の議論において、我が国から、作業の内容、時間枠、優先順位など考慮

した上で、効率的な部会運営をコーデックス全体として検討していく必要性について指摘し、第 28 回 CCGP では我が国から討議文書を提出した。当該討議文書を基に議論を行った結果、①2014-2019 年のコーデックス戦略計画の戦略目標 4 (効果的かつ効率的な作業管理システム及び活動を実行する) に基づき、コーデックスの作業管理システム及び活動をレビューするための包括的かつ明確なプロセスを構築すること、②FAO/WHO 主導の下、2002 年のコーデックス評価の勧告及び関連する提案の実施状況のレビューを検討することを第 69 回 CCEXEC に提案することで合意した。

第69回 CCEXECでは、コーデックスの作業管理を評価するために、まずは内部評価を行った後に外部評価を行う2段階のプロセスで進めることで合意し、具体的な評価の範囲及び進め方についてはFAO/WHOの協力の下、コーデックス事務局が討議文書を準備の上、次回の第29回 CCGPにおいて検討すること、また討議文書の背景として2002年のコーデックス評価の実施状況の分析を含めることとされた。また、コーデックス事務局が準備する討議文書には執行委員会の効率性及び代表性に関する事項についても取り扱うこととされた。第69回 CCEXECの勧告は第37回総会においても承認された。

第29回 CCGPでは、コーデックス事務局が準備した討議文書に基づき、合意などを求めないオープンな議論がなされたが、第38回総会の直前に開催された第70回 CCEXECでは、第29回 CCGPとは全く別の議論となり、事務局が主体となって作る内部評価に寄与する6つのkey area(戦略的ガバナンス、新規課題への対応、コンセンサス、部会間での協力、執行委員会の有効性・代表性、総会・執行委員会の効率性)について提案がなされたところで、第38回総会では、内部評価のスコープを決めるためのプロセスについて合意がなされた。

今次会合では、第 38 回総会で決められたプロセスに基づき、第 70 回 CCEXEC の結果を含むこれまでの各国のコメントや議論を考慮して、事務局が FAO/WHO と共に作成した文書(CX/GP 16/30/3)と、その文書に対して提出された各国コメントについて議論し、内部評価の委託事項(ToR:Terms of Reference)の検討をした。

(結果)

事務局は、まず検討中の事項の概要と予定表を提供し、続いて内部評価の ToR 作成の取組みや部会での議論において期待される成果物 (総会で検討される改訂された ToR) について説明した。

全体的な議論

コーデックスの作業管理及び執行委員会の機能に関して、様々な立場ーすなわち、①内部評価を支持しない、②内部評価・外部評価を並行して行うことを支持する、③内部評価を原則支持するーを考慮した。それぞれの立場の主な意見は以下のとおり。

①内部評価を支持しない

・作業管理の過程を改善する上で内部評価は有用だが、2002年の評価の検討が終了して まだ7年しか経っていないので、限られた資源の賢明な使用につながらない。

②内部評価・外部評価を並行して行うことを支持する

・内部・外部評価の範囲の違いを区別することは重要である。内部評価は Codex の運営

面に焦点を当てて、徐々に変化させることでCodex管理活動の進化に導くべきである。また、外部評価はCodexの戦略面を調査すべきであり、2つの評価は同時並行で行うべきである。

③内部評価を原則支持する

- ・内部評価は CCEXEC の能力を徹底的に検討すべきである。また、あまり野心的にならず、有効性と効率性の向上に関連した事項に集中すべきである。
- ・内部評価を実施する前にもっと調査や情報分析が必要である。例えば、円滑な運営を 妨げる障害の情報、部会や作業部会の情報、会議間のインターバル、文書の翻訳など。

事務局が主体となって作る内部評価の委託事項(ToR)案の個別の検討

事務局は、ToRの構成は、FAOの評価事務局が作成したモデルに従い、「前書き」「目的、鍵となる問題、範囲に関するサブセクションからなる評価構造」「評価基準と評価事項」「評価方法」「組織(役割と責任、評価チームの能力と組成、予定表、予算のサブセクションを含む)」のセクションを入れていることを説明した。

なお、初めに、議長は、内部評価の ToR を議論するための会期内作業部会(議長国:ニュージーランド)を設立することを提案したが、コンセンサスが得られず、結局、本会議において ToR を議論することとなった。

ToR 案のセクション・サブセクションごとの議論・結果は以下のとおり。

2. 評価構造

2.1 目的

内部評価を 2014-2019 コーデックス戦略計画全体の実行に焦点を合わせるか、戦略目標 4(注)のみに焦点を合わせるかの点で異なる意見が出た結果、合意に至らなかったため、 角括弧のまま執行委員会と総会で検討することに合意した。

(注)有効かつ効率的な作業管理システムとプラクティスの策定

2.2 鍵となる問題と範囲

- ・部会は4つの鍵となる問題を全て削除し、それに伴い、当該サブセクションのタイトルを「2.2 範囲」と修正することに合意した。
- ・部会は、内部評価が Codex の作業管理と、総会・CCEXEC の関係に焦点を合わせていることを示すため、序文を改訂した。
- ・部会は、総会・執行委員会の運営面に直接関係ない要素(目的と原則、親組織である FAO 及び WHO の政策との調整、Codex の可視性と妥当性、委員会が全てのステークホルダーの要求を満たす能力) は削除することに合意した。
- ・2つの要素(部会間での協力、新規課題への対応)を範囲に入れるべきという提案があったが、内部評価が戦略目標4に焦点を合わせることについてコンセンサスが得られていないため、角括弧に入れることとされた。
- ・ToR 案に記載済みの2つの要素(議長・副議長・CCEXEC メンバーの能力、クリティカルレビューを含む CCEXEC の中心的機能と責任) について、これらも角括弧にすべきとされた。

2.3 評価基準と評価事項

このレビューは国連の評価基準に基づいているが、全ての基準が作業管理の事務局主導の内部評価案に関連しているわけではないので、2つの基準(影響と同等性)については削除した。

3 評価方法

3.1 手段と方法

部会は以下に合意した。

- i. 内部評価で使用される方法は、国連の評価方法と合わせるべきである。
- ii. 評価で使用される方法とツールについてコーデックス加盟国が通知を受け、コメントを提出する機会を持つべきである。
- iii. この内部評価はコーデックス加盟国・オブザーバーの両方を入れるべきである。
- iv. 外部からの支援を受ける必要があるかどうかを決めるのは事務局の権限である。

メンバーの十分な関与と過程の透明性のため、部会は内部評価の開始レポートを加盟国 やオブザーバーに回付することに合意した。

3.2 協議プロセス、4.1 役割と責任、4.2 評価チームの能力と構成、4.4 予算 時間的制約のため議論しなかった。

4.3 予定表

部会は、内部評価の質に悪影響を及ぼすことを避けるため、予定表を第 39 回総会から最大 2 年まで延長することを支持した。その利点として、①コーデックス加盟国やオブザーバーのコメントの作成・配布、②CCGP 報告書案の検討、③委員会の最終報告書の検討、④実行過程における 2018-19 年の地域調整部会の関与における時間が増えることが考えられる。

さらに部会は、2016年から 2017年に向けて実施される地域調整部会に、内部評価の業務について通知することに合意した。

(結論)

改訂した ToR を第71回執行委員会及び第39回総会に進め、検討することとなった。

議題4.各部会におけるリスクアナリシスの原則の一貫性

(経緯)

2010年の第 26 回会合において、コーデックス戦略計画 2008-2013 の活動 2.1 (CCGP が各部会におけるリスクアナリシスの原則に関し、一貫性の有無についてレビューする) については、作業を終了し、2012年の第 27 回会合から、各部会が同戦略計画の活動 2.2 (各部会において策定されたリスクアナリシスの原則をレビューする) に基づき、個別のリスクアナリシス方針のレビューを行うこととされており、これまで食品添加物部会 (CCFA)、食品汚染物質部会 (CCCF)、食品衛生部会 (CCFH)、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 及び残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) についてレビューされている。

2014年の第28回会合において、各部会のリスクアナリシスの原則に関する文書の一貫性については、第46回残留農薬部会(CCPR)での改訂作業終了後、コーデックス事務局が各部会で策定された文書の一貫性を分析した文書を準備し、2015年の第29回会合で検討されることとなっていたが、文書が間に合わなかったため今次会合で検討することとされていた。

(議論)

中南米諸国(特にコスタリカ、チリ、アルゼンチン及びブラジル)が、2014年に改訂された「CCPRが適用するリスクアナリシスの原則」に基づく定期的再評価について、コーデックス全体及び他の部会の原則と整合が取れておらず、その結果 MRL が科学的根拠なしで廃止されることについての懸念を繰り返し主張した。

本主張は2014年に開催された第37回総会及び「CCPRが適用するリスクアナリシスの原則」について議論がなされたCCPRにおける主張と変わらないものであり、事務局、FAO及びWHOが、既に決定事項であること、農薬分野における定期的再評価は他の部会に比べかなり早くから導入されたものであり、科学に基づいた評価により安全を担保してきたことなどを説明したが、全く折り合うことはなかった。

(結果)

短期的な勧告として示されていた事項:①栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)は、栄養のリスクアナリシスに関する文章を改訂し、科学的助言の第一のソースとしてFAO/WHO 合同栄養専門家会合(JEMNU: Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition)をどのように含めるか検討すること、②事務局は、CCCF,CCRVDF及びCCPRの関連する部会の細かいナンバリングの修正を行うことについて、部会は総会へ勧告することに合意した。

しかしながら、中期的な勧告として示されていた事項:①手続きマニュアルのリスクアナリシスのセクションの実質的なレビューは、次期コーデックス戦略計画 2020-2025 で検討されうること、②もし必要と判断する場合、リスクアナリシスにおける新たな進展を考慮し、コーデックスの枠組みにおけるリスクアナリシスの適用の作業原則の精査を検討する可能性があることについては、コンセンサスが得られなかった。

議題5. その他の事項

① 文書のみで作業を行う部会によって実施される作業について

フランス及びドイツが議場配付資料 (CRD2) に基づき、無期限に休会となっていた部会 (糖類部会、乳・乳製品部会、穀物・豆類部会、魚類・水産製品部会) が通信 (E メール) による方法で作業を再開していることに関し、その再開のための手続きや作業方法に関する手順がコーデックスの手続きマニュアルにないため、対処する必要がある旨主張し、我が国を始め多くの国がこれを支持した。

この件について第71回 CCEXEC にて議論することとなった。

② 新たな問題:公衆衛生上の懸念が非常に低い化学物質の食品からの検出に対応するリスク管理アプローチ案

ニュージーランドは CRD7 に基づき、公衆衛生への懸念が非常に低い化学物質が検出され、かつ基準値が設定されてないことにより廃棄されるという問題があることを指摘し、

これは食料の損失・廃棄につながる旨主張した。我が国を始め多くの国が、詳細について 確認する必要があるが、ニュージーランドの問題意識について一般的に支持した。

ニュージーランドはこのような事態に対処するための詳細な文書を総会に提出することになった。

③コーデックスのウェブサイトの FAO サイトへの移行について チリは、コーデックスのウェブサイトが FAO ドメインの下に移行したこと

(www.codexalimentarius.org → www.fao.org/fao-who-codexalimentarius)により国際基準設定機関としての透明性、独立性が制限される旨主張した。これに対し、事務局と FAO 代表は、あくまでシステム上の問題であり、そのような意図はない旨説明したが、WHO 代表は、FAO ドメインの移行は WHO の同意なしにされたと発言した。

部会は、旧ドメイン(www.codexalimentarius.org)は 2017 年の 1 月までは新ドメイン (www.fao.org/fao-who-codexalimentarius)に自動的に切り換えられるとするとともに、加盟国の懸念について FAO から更なる明確化が必要とした。

議題6. 次回会合の日程及び開催地

総会の決定にもよるが2018年の春にパリにて次回会合を開催することとなった。

一般原則部会(CCGP)の作業と今後のアクション

事項	今後のアクション		
手続きマニュアルの修正	手続きマニュアルの修正		
手続きマニュアルのセクションⅡの修正(分析・サン	第 39 回総会		
プリング法部会からの提案)			
その他の議題			
コーデックスの作業管理と執行委員会の機能-事務局	第 71 回執行委員会		
が主体となって作る内部評価(第1段階)の委託事項	第 39 回総会		
関連する部会全体のリスクアナリシス文書の一貫性	栄養・特殊用途食品		
	部会/事務局		

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回残留農薬部会

日時:2016年4月25日(月)~4月30日(土)

場所:重慶市(中華人民共和国)

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4 (b)	その他国際機関からの関心事項
5 (a)	2015 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における一般的検討事項 の報告
5 (b)	コーデックス残留農薬部会(CCPR)で生じた特定の懸案に対する2015年JMPRの回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	ササゲ属 (<i>Vigna</i> spp.)の豆を Beans (dry)に変更することに伴う Peas (dry)のコーデックス農薬最大残留基準値 (CXL) への影響に関する討議文書
8(a)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 7): グループ 015 - 豆類 (種実)
8 (b)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4): グループ 014 - 豆類 (未成熟)
8(c)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4): グループ 011 - うり科果菜類

8 (d)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4): グループ 020 - 穀類
8(e)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4): グループ 021 - 砂糖製造用草本
8(f)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4): グループ 024 - 飲料及び砂糖菓子用種子類
8 (g)	Table 2「野菜及び穀類の代表作物の選定例」の原案(食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料)(ステップ 4)
9	残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア(性能規準)に関 するガイダンス原案
10	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
11	その他の事項及び今後の作業
11 (a)	(食品中の残留農薬の短期暴露評価に用いる) 国際短期推定摂取量 (International Estimate of Short Term Intake: IESTI) の見直し
11 (b)	健康影響の懸念が非常に低い化学物質が食品中に検出された際のリスク 管理方法の提案
11 (c)	茶のMRL 設定における浸出液によるリスク評価に関するガイダンスドキュメント
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第48回残留農薬部会(CCPR)概要

1. 日時及び開催場所

日時:2016年4月25日(月)~4月30日(土)

場所:重慶市(中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

49 加盟国、1 加盟機関、9 国際機関 合計 225 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐 入江 真理 農林水産省消費・安全局食品安全政策課リスク管理専門官 高岸 克行 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 基準審查課専門官 小川 雄大 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 基準審査課係員 飯野 彬 内閣府食品安全委員会事務局評価第一課課長補佐 堀部 敦子 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長 根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第三室長 渡邉 敬浩

4. 概要

|(1)MRL 設定対象となる食品分類の改訂に関する議題|

議題8(a)-(f) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案 (経緯)

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準 (MRL) を統一的かつ正確に記述するために、食品や飼料をその形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮してグループに分類したものである (植物学的分類とは異なるが、全ての食品がいずれかのグループに属している)。グループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位 (MRLに適合しているか判断するために分析する部位) も定義している。

この分類について、近年の貿易実態等を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRLが適用される食品の部位の定義の確認等が行われている。

今次部会では、以下 (a) - (f) について議論された。

(結果)

→ 参考資料を参照

(a) 豆類 (種実) の改訂案 (ステップ 7)

サブグループについて、15A Dry beans、15B Dry peas、15C Dry underground pulses の 3 つを設置し、改訂案をステップ 7 に留めることが合意された。

バンバラ豆、ケルスティンググラウンドナッツについては、可食部が地中で育っため、他の豆類(種実)と農薬の使用方法や残留の挙動や程度が異なることが想定されることから、独立したサブグループ 15C を設置することとなった。

なお、サブグループ 15C の名称について、利用者に誤解が生じないよう我が国から提案した修文案 (Dry Underground legumes を Dry underground pulses に修正)が反映された。さらに、VD 0072 Peas (dry)の名称について、Chick pea や Pigeon pea

など"peas"を英語名として持つ様々な種類の豆を含むことを連想させるが、エンドウ属の豆のみを指すことから、このことを明確にするため、Pisum spp.を名称に追加すべきと提案し、反映された。

(b) 豆類(未成熟)の改訂原案(ステップ 4)

サブグループについて、14A Beans with pods、14B Peas with pods、14C Succulent beans without pods、14D Succulent peas without pods、14E Underground beans and peas の5つを設置し、改訂案をステップ4に留めることが合意された。

未成熟のバンバラ豆、ケルスティンググラウンドナッツ及び落花生について、 成熟豆と同様に、独立したサブグループ 14E を設置することとなった。

また、我が国から、利用者に誤解が生じないよう品目名に使用される用語を統一すべきと提案し(例: young pods を immature pods に、fresh beans を succulent beans に修正)、反映された。さら成熟豆と同様、VP 0063 Peas (pods and succulent seeds) 及び VP 0064 Peas without pods (succulent seeds) の名称について、エンドウ属の豆のみを含むことを明確にするため、Pisum spp.を名称に追加すべきと提案し、反映された。

(c) うり科果菜類の改訂原案 (ステップ 4)

サブグループ案について、以下の4つのオプションのうち、電子作業部会議長から妥協案として提案されたオプション3とする(メロンとかぼちゃを同一のサブグループとする)ことが合意された。オプション3の合意の条件として、我が国から、かぼちゃは皮を食すため、暴露評価を行う際には皮を含む果実全体の残留データを用いる必要がある旨の説明文を追加すべきと提案し、盛り込むこととなった。議論の結果、本グループの改訂案をステップ4に留めることとなった。

これに伴い、野菜の全てのグループの改訂案について、実質的な議論が終了したことから、来年、野菜の全てのグループについて、改訂案の最終採択を行うべく整合性を確認するための議論を行うことが合意された。

オプション 1	オプション 2	オプション 3	オプション4
		(電子作業部会議長が提示	
		した妥協案)→合意	
11A Cucumber and	11A Melon	11A Cucumber and	11A Cucumber
summer squash	11B	Summer Squash	and Melon
11B Melons	Squash/cucumber	11B Melons, Pumpkins	11B Squashes
11C Winter squashes		and Winter squashes	
→ きゅうり	→ きゅうりとか	→ メロンとかぼちゃ	→ きゅうりとメロ
(11A)、 メロン	ぼちゃを同一のサブ	を同一のサブグループ	ンを同一のサブ
(11B)、かぼちゃ	グループ(11B)に	(11B) に分類	グループ(11A)
(11C) を異なるサブ	分類		に分類
グループに分類			
→当初、日本、タイ等	→ 米国が支持	→カナダ、EU、NZ等が支持	→ インドネシアが
が支持		(日本も妥協案として許容)	支持

なお、我が国としては、メロンとかぼちゃについて、可食部位が異なり(メロン

は果肉のみ、かぼちゃは皮を含む果実全体)、そのために暴露評価に用いる残留データが異なることから、別のサブグループにすべきとの立場であったが、果実が肥大して成熟してから収穫する点は類似していることから、かぼちゃの暴露評価を行う際に皮を含む果実全体の残留データを用いることを前提に、両者を同一のサブグループにすることを支持した。米国とカナダは、グループ MRL 設定にあたり、メロンの作物残留試験データにより、かぼちゃの残留濃度をカバーできるものとすることを前提に、両者を同一のサブグループとすることを支持した。

(d) 穀類の改訂原案(ステップ 4)

電子作業部会における検討の結果、小麦と大麦を別のサブグループにすることについては意見の一致がみられたが、擬穀類を独立したサブグループとすることに強い反対意見があり、合意が得られなかったことから、今次部会では、妥協案として、以下の2案(オプション1:カナダ提案、オプション2:日本提案)が議論された。

その結果、日本が提案したオプション2のとおり、穀粒が生育期間中や貿易される際に外皮(husk)で保護されているか否かを考慮して、サブグループを設置することや、MRLが適用される部位"Whole commodity"を明確化するために修文することに合意し、本グループの改訂原案をステップ5に進めることとなった。

なお、サブグループ 20E のうち、Sweet corn (kernels)、Sweet corn (corn-on-the-cob)、baby corn について別々の品目コードが必要かどうか、次回部会で検討することとなった。

オプション 1	オプション 2
(カナダが提案した妥協案)	(日本が提案した妥協案)
20A Wheat, similar grains and	20A Wheat, similar grains and pseudocereals without
pseudocereals	husks
20B Barley and similar grains	20B Barley, similar grains and pseudocereals with husks
20C Rice cereals	20C Rice cereals
20D Maize, Ggrain Sorghum	20D Maize, Grain Sorghum and Millet
and Millet	
20E Sweet Corn cereals	20E Sweet Corn cereals
→擬穀類(Pseudocereals)を小麦	→ 収穫時に外皮がとれる擬穀類(例:キノア、アマラ
(Wheat) と同じサブグループに	ンサス)を小麦(Wheat)と同じサブグループに、収穫時に
分類	外皮がとれない擬穀類(例:そば)を大麦(Barley)に分類

<我が国の主な主張>

我が国は、穀粒が生育期間中や貿易される際に外皮で保護されているか否かを 考慮してサブグループを設置すべき、また、MRLが適用される部位を明確化すべ きと提案した。

具体的には、小麦と大麦について、同一の使用方法で農薬を使用した場合、収穫時に外皮(husk)がとれない大麦は、外皮がとれる小麦より、残留する農薬の濃度が高くなる傾向があることを、既存のMRL及び作物残留試験データの解析結果や関連画像を用いて示し、両者を別のサブグループにすべきと提案した。

また、擬穀類については、大麦や小麦などと比較して植物学的性質、生育特性

や農薬の使用方法が異なることから、独立したサブグループにすべきとの立場であったが、米国や南米等から、生産量が非常に少なく独立したサブグループとすることで必要な作物残留試験を実施できないとの強い懸念が示されたことから、収穫時に外皮がとれない擬穀類 (そば)を大麦のサブグループに、外皮がとれる擬穀類 (キノア、アマランサス)を小麦のサブグループにすることを提案した。

<主な議論>

オプション1 (カナダ提案) とオプション2 (日本提案) は、小麦と大麦を別のサブグループにするという点は共通していたため、擬穀類について、オプション1のように全て小麦のサブグループにすべきか、オプション2のようにそばを大麦のサブグループに、キノアやアマランサスを小麦のサブグループにすべきかが、主な論点となった。

EU、米国、ペルー、チリ、ケニア、ウガンダ、モロッコは、オプション1を支持した。豪州、NZ、タイ、インド、フィリピン、ネパール、ロシア、パキスタンは、科学的に妥当な提案であるとしてオプション2を支持し、さらに当初はオプション1を支持した米国、ペルー、チリ、ケニアもオプション2を支持する旨発言した。

EU は、域内では擬穀類に対して単一の MRL を設定しているとして、オプション 2 に懸念を示したが、議論の結果、カナダが自らオプション 1 を取り下げたこと、EU もオプション 2 を許容する旨発言したことから、部会としてオプション 2 に合意した。

(e) 砂糖製造用草本の改訂原案 (ステップ 4)

本グループに含める食品について、現行のさとうきびやスイートソルガムなどの草本(茎)だけでなく、テンサイ(根)、カエデ(木の幹)など複数品目も対象とすべきとの提案があったが、意見の一致がみられず、電子作業部会(議長国:米国、共同議長国:オランダ)を設置し、引き続き検討することとなった。また、我が国から提案した本グループのMRLの設定部位の説明文の追記(※元々の1993年の文書には記述無し)のほか、複数国から提案のあった、同じ品目を複数のグループに位置づけることの是非等についても、合わせて検討することとなった。

(f)飲料及び砂糖菓子用種子類の改訂原案(ステップ 4)

本グループに含める食品について、現行のコーヒー豆やカカオ豆だけでなく、大豆やバジルシードのように、既に他のグループに含まれているが飲料用にも使用される品目も追加すべきとの提案があった。我が国からは、複数の用途で使用される食品については、1つのグループのみに品目コードを置き、他のグループではその品目コードを参照すべきであること、またバジルシードについては、チアシードと同じく水に浸すだけでそのまま食べることができ、現在本グループに含まれるコーヒー豆やカカオ豆のように、洗浄、乾燥、粉砕、焙煎などの加工を経て原料として使用される品目と異なるため、本グループよりも、穀類に含めることが適切である旨主張した。

議論の結果、電子作業部会において、改訂案についてさらに引き続き検討する こととなった。

議題8 (g) Table 2「野菜の代表作物の選定例」及び Table 3「穀類の代表作物の選定例」の原案(食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料)(ステップ4)

野菜の代表作物の例示を掲載したTable 2のうち、うり科果菜類のサブグループ 11Aについて、インドから、代表作物の例として"cucumber and summer squash"に加えてgourd (ひょうたん)を追加すること等が提案され、地域の実情を反映して柔軟な代表作物の選定を可能にすべきとの観点から豪州など複数国から支持があった。

一方、米国等は、多くの作物を追加することで不必要に追加の作物残留試験データを要求することになると考えられること等から、これに反対した。議論の結果、代表作物の選定を柔軟に行い、かつ作物残留試験を必要とする作物の不必要な増加を避けるため"cucumber and summer squash and/or gourd"とすることが合意された。

また、既に最終採択された原則及びガイダンスのTable 1において、各国が自国の生産や消費の実態を考慮して、代表作物を選定可能であるとの脚注が明記されていることを改めて確認した。

議論の結果、Table 2及び3をステップ2/3に戻し、電子作業部会(議長国:米国、 共同議長国:米国)において、引き続き検討することが合意された。なお、野菜の グループの改訂案について実質的な検討が終了したことを踏まえ、Table 2について は次回部会で最終採択すべく最終的な確認を行うこととなった。

<u>議題7 ササゲ属 (Vigna. spp) の豆を Beans (dry)に変更することに伴う Peas (dry)</u> のコーデックス農薬最大残留基準値 (Codex MRL: CXL) への影響に関する討議文書

議題 8(a)の豆類(種実)の改訂案では、現行の VD 0072 Peas, dry に含まれるエンドウ属 (*Pisum* spp.) とササゲ属 (*Vigna* spp.) の豆のうち、ササゲ属の豆のみを VD 2890 Beans (*Vigna* spp.) (dry)に変更することが提案された。同様に、議題 8(b) の豆類 (未成熟) の改訂原案では、現行の VP 0063 Peas (pods and succulent seeds) 及び VP 0064 Peas without pods (succulent seeds) に含まれるエンドウ属 (*Pisum* spp.) とササゲ属 (*Vigna* spp.) の未成熟豆のうち、ササゲ属の未成熟豆のみを VP 2840 Beans with pods (*Vigna* spp.) (young pods and succulent seeds) 及び VP 2843 Beans without pods (*Vigna* spp.) (succulent seeds)に変更することが提案された。

これらの変更に伴い、ササゲ属の豆及び未成熟豆に対する CXL をどのように適用するかについて、討議文書を作成したタイから以下の2つの勧告が示された。

(勧告 1) インゲンマメ属 (*Phaseolus* spp.) の豆の CXL をササゲ属の豆に適用 (未成熟豆も同様)

(勧告2) インゲンマメ属とササゲ属の豆の品目コードを1つに統合する (未成熟豆も同様)

(例) VD 0071 Beans (Phaseolus spp.; Vigna spp.) (dry)

勧告1については、既存のCXLについてはFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)が評価するまで変更しないとの過去の部会の合意に基づき、ササゲ属の豆(未成熟豆)について、今後JMPRが評価を行うまでは、現行のCXLをそのまま適用することが合意された。その結果、勧告2の検討は不要となり、インゲンマメ属の豆(未成熟豆)とササゲ属の豆(未成熟豆)について、独立した品目コードを維持することが合意された。また、将来的に、同一の使用方法で農薬を使用した場合、インゲンマメ属の豆(未成熟豆)のMRLをササゲ属の豆(未成熟豆)に外挿することが合意された。

なお、我が国からは、同一の使用方法で使用した場合にインゲンマメ属の豆よりもササゲ属の豆の残留濃度が高く、高い値の CXL が設定された農薬の事例を挙げ

つつ、インゲンマメ属とササゲ属の豆について、形態/生育特性、発生する病害虫の類似性だけでなく、農薬の使用方法や、同様の使用方法で使用した場合の残留濃度を比較すべきと提案した。タイからは、全ての関連 CXL の根拠データを解析したところ、日本が提示した事例のような農薬は殆どなく、また、インゲンマメ属の豆とササゲ属の豆について国内で同一の農薬の使用方法を設定しているとの回答があった。

2. 個別農薬の MRL の設定や改廃に関する議題

議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

計31 農薬について、計393の食品/農薬の新たなCXLの最終採択を2016年6月の総会に勧告することとなった。なお、EUからは、現在のEUの方針として、①CXLの審議対象農薬/食品について既にEUでMRLが設定されている、②①のMRLがCXLよりも値が低い、③CXLが消費者の健康保護、根拠データ、外挿などの観点からEUとして受け入れられる、との3つの条件を満たす場合には、自動的にEUのMRLに採用するとの説明があり、特に③を満たさない数々のMRL案及び原案について、留保が示された(CRD7及びCRD8)。

我が国からは、国内の短期推定摂取量が急性参照用量(ARfD)を超過するBifenthrin(178)の結球レタスとFlutriafol(248)のほうれんそうのMRL原案について、消費者への健康の悪影響の懸念があるため支持できない旨発言し、前者はステップ4に維持され、後者は取り下げられることとなった。

また、我が国から JMPR 事務局に対し、今回、トリアゾール環を有する代謝物に対して、親化合物と異なる一日摂取許容量(ADI)及び ARfD が設定されたが、ある作物について複数のトリアゾール系農薬を使用した場合には異なる由来から共通の代謝物が生じることから、このような共通代謝物を生成する農薬の暴露評価をどのように行うべきか質問したところ、JMPR においては、現時点では同様なエンドポイントを持つ複数の化合物に暴露することを想定した評価は行っていない旨回答があった。

<各農薬の審議結果>

\bigcirc	MRI.	室が スコ	テップ5	/8	に進め	られた	- 31	農蔥	(合計 393MRL)
	IVIINI	・光ガック	/ '/ / .)	/ ()		' ')	, ,	11 2 11 11	

Lindane (48) *	Chlorothalonil (81)	Ethephon (106)
Phorate (112)	Cypermethrins (including	Triazophos (143)
	alpha- and zeta-	
	cypermethrin) (118)	
Cyhalothrin (includes	Propiconazole (160)	Profenofos (171)
lambda-cyhalothrin) (146)		
Abamectin (177)	Bifenthrin (178)	Tebuconazole (189)
Imidacloprid (206)	Cyprofinil (207)	Trifloxystrobin (213)
Difenoconazole (224)	Pyrimethanil (226)	Spirotetramat (234)
Fluopyram (243)	Acetamiprid (246)	Flutriafol (248)
Fluxapyroxad (256)	Cyantraniliprole (263)	Imazapic (266)
Imazapyr (267)	Acetochlor (280)	Cyazofamid (281)
Flonicamid (282)	Flumioxazin (284)	Lufenuron (286)
Quinclorac (287)		

[※] 外因性最大残留基準 (EMRL) を設定

○ 既存 MRL の削除が提案された 24 農薬 (合計 155MRL)

Lindane (48)	Chlorothalonil (81)	Dichlofluanid (82)
Bioresmethrin (93)	Ethephon (106)	Phorate (112)
Tecnazene (115)	Triazophos (143)	Cyhalothrin (includes lambda-cyhalothrin) (146)
Propiconazole (160)	Tolylfluanid (162)	Profenofos (171)
Abamectin (177)	Dithianon (180)	Fenpropathrin (185)
Tebuconazole (189)	Imidacloprid (206)	Difenoconazole (224)
Fluopyram (243)	Acetamiprid (246)	Flutriafol (248)
Fluxapyroxad (256)	Cyantraniliprole (263)	Imazapyr (267)

○ MRL 案がステップ 7 に維持された 5 農薬 (合計 25MRL)

Chlorpyrifos-Methyl (90) Oxamyl (126) Bifenthrin (178)

Tebuconazole (189) Metalaxyl-M (212)

○ MRL 案がステップ 4 に維持された 12 農薬 (合計 42MRL)

Diquat (31)	Chlorpyrifos-Methyl (90)	Propamocarb (148)
Abamectin (177)	Bifenthrin (178)	Dimethomorph (225)
Fluopyram (243)	Acetamiprid (246)	Sulfoxaflor (252)
Penthiopyrad (253)	Fenamidone (264)	Flonicamid (282)

○ MRL 案が取り下げられた3農薬 (合計7MRL)

Fenpropathrin (185) Flutriafol (248) Fluxapyroxad (256)

議題 10 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

本議題の電子作業部会の議長である豪州より、2017年以降のJMPRにおける農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案が紹介されたが(CRD2)、2017年の優先リストについて、毒性及び残留の全体評価が必要な新規評価及び定期的再評価の対象として、それぞれ7農薬(及び予備候補1農薬)、5農薬(及び予備候補2農薬)の合計12農薬(及び予備候補3農薬)あり、既存農薬における特定の食品のMRLの設定のための評価の対象が33農薬であることが紹介された。

毎年約20農薬としている「特定の食品のMRL設定の評価対象」の農薬数が、大幅に超過していることから、議長より全てのメンバー国及びオブザーバーに対して、農薬の登録ラベルや使用方法を2016年5月31日までに提出すること(Priority 1)、農薬登録機関に提出したドシエ(データをまとめた書類)を提出すること(Priority 2)を要請し、Priority 1及び2を満たした農薬が20を超える場合には、「CCPRが適用するリスクアナリシスの原則」の条件に合わない農薬を2018年に延期することが示唆された。

さらに、2018年の評価対象が2017年の農薬数より多いため、より大きな問題となること、定期的再評価の候補リスト(Table 2A)にある農薬の概ね半数についてはデータを提出する意向が示されておらず、それらの多くが健康影響への懸念があるとして評価の候補となった農薬であることが説明された。

新規評価と定期的再評価の農薬数の割合については、それぞれの候補農薬数や

健康影響への懸念の度合いをもとにして毎年決定するとした。

このほか、前回部会でFenbutatin oxideのデータが提出されなければ、既存のMRL を全て削除することが示唆されていたが、登録している国があることや健康影響 への懸念がないことから、農薬リストに残すことを合意した。

また、電子作業部会議長から、「CCPR が適用するリスクアナリシスの原則」に 則り、要望を受けた日付けを基本にその他の条件を考慮して優先付けしているが、 JMPR の許容を超えた場合は、受付日、農薬登録、農薬ラベルや承認された使用方 法を確認すること、同じ農薬が数年連続して候補リストに挙がることを減らすた め、定期的再評価の候補リストを確認しつつ、2年以内に同じ農薬が再評価される 予定であれば、まとめて再評価するように調整することが示唆された。さらに、 2018年の候補農薬を最終化するために、次回部会の前日に電子作業部会と関係者 による会合を開催することが提案された。

コーデックスリストに載っている全ての農薬について、各国の登録状況を調査するため、電子作業部会の共同議長の立候補を求められ、ドイツが共同議長国ととなった。

議論の結果、電子作業部会(議長国:豪州、共同議長国:ドイツ)を設置して、 引き続き優先リストについて検討し、次回部会で検討することとなった。

3. その他特筆すべき案件

議題 11 その他の事項及び今後の作業

(a) 国際短期推定摂取量 (IESTI) の計算方法の見直し

EUと豪州から、2015年9月に開催されたIESTIの計算方法の見直しに関するワークショップでの議論結果をまとめた討議文書が提出され、新規作業が提案された。数カ国から、現在のIESTI計算方法と新たに提案された方法での評価結果、CXLの数の変化等に対する影響を検討する必要があることが指摘された。さらに、討議文書が英語版のみでフランス語版やスペイン語版がなく、かつ、回付されたのが遅くメンバー国が十分に内容を精査する時間がなかったことが指摘された。

議論の結果、電子作業部会(議長国:オランダ、共同議長国:豪州)を設立し、提案されている新たなIESTI計算方法に改訂した際の長所と短所及びリスク管理、リスクコミュニケーション、消費者保護、貿易に与える影響を特定することが合意された。なお、スペイン及びラテンアメリカ農薬工業会(ALINA)がスペイン語の仮訳作成への協力を申し出た。

4. その他の各議題

議題1 議題の採択

議題 11:その他の事項及び今後の作業について、EU 及び豪州の提案を受けて「(食品に残留する農薬による短期暴露評価に用いる)国際短期推定摂取量 (International Estimate of Short Term Intake: IESTI)の計算方法の見直し」、ニュージーランドの提案により「健康影響の懸念が非常に低い化学物質が食品中に検出された際のリスク管理方法の提案」、インドの提案により「茶の MRL 設定における浸出液によるリスク評価に関するガイダンス文書」を追加した上で、議題案が採択された。また、議題 9:残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア(性能規準)に関するガイダンス原案に関する会期中作業部会(議長:米

国、共同議長:中国及びインド)を設置することとなった。

議題2 報告者の選任

David Lunn (ニュージーランド) 及び Kevin Bodnaruk (豪州) が報告者として選任された。

議題3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第38回総会(2015年)において、多数のMRLの新規設定又は削除など前回の 第47回部会の合意事項が最終採択されたことが報告された。

また、第70回執行委員会から食品衛生部会と同様な作業管理方法を本部会でも採用すべきかどうか検討を依頼されたことについて、既にコーデックス手続きマニュアルや CCPR が適用するリスクアナリシスの原則に基づき、十分に透明性のある効率的な作業管理を行っていることから、更なる検討は不要であることを確認した。

議題 4(a) FAO 及び WHO からの関心事項

WHO事務局より、以下の事項が紹介された。

- ① 農薬と動物用医薬品の両方の目的で使われる物質に対する JMPR と JECFA での評価スケジュールの調整、両目的で使われた場合の長期暴露評価の方法の開発について、JECFA から検討を依頼されていること
- ② 飲料水質に関する WHO ガイドラインの評価において特定された Bentazone の急性毒性試験が JMPR に提出されていないが、2016 年の評価までには提出 される見込みであること
- ③ Diazinon、Glyphosate、Malathion の WHO 専門家タスクフォースの報告に関して、2016 年 5 月に JMPR を開催して、発がん性を含む全ての毒性エンドポイントを評価すること

議題4(b) その他国際機関からの関心事項

国際原子力機関(IAEA)事務局より、本部会に関連する IAEA の活動として、食品に残留する化学物質のモニタリングプログラムなど各国の能力向上を目的とした様々な技術協力プロジェクト等を実施中であることが紹介された。これに加えて、マーシャル諸島共和国からの要望に応え、食品中の有害化学物質の低減及び途上国での食品安全施策に対して緊急支援したことが紹介された。

また、本部会の活動に関連する OECD 農薬作業部会の残留化学専門家会合及びマイナーユース専門家会合の活動状況について情報提供があった。

さらに、豪州より、アジア太平洋経済協力(APEC)食品安全協力フォーラム(Food Safety Cooperation Forum) の枠組みで行っている MRL の調和に向けた活動について紹介があり、輸入食品に関する MRL の設定のガイドライン案について最終採択に諮る予定であること、また、今後は APEC 加盟国のみならず非加盟国にも同ガイドラインの実施を支援するための活動を行う予定であることについて言及があ

った (CRD 28)。

議題 5 (a) 2015 年 JMPR における一般的検討事項の報告

JMPR 事務局 (FAO 事務局及び WHO 事務局) より、2015 年 JMPR における以下の一般検討事項が報告された。

①国際短期推定摂取量(IESTI)の計算方法の見直しに関する欧州食品安全機関 (EFSA) 主催ワークショップ(FAO及びWHO共催)

WHO 事務局より、ARfD が設定されている農薬の短期摂取量の計算方法を検討するために開催された EFSA 主催のワークショップの結果について報告があり、計算方法については JMPR での更なる検討、リスク管理とリスクコミュニケーションに関しては CCPR での検討が必要との提言があった旨の紹介があった。

EU からワークショップでの詳細な議論結果を、Croplife から新たな計算方法による影響や懸念について議場外会合で紹介されることとなった。

②生涯よりも短い期間における残留農薬への暴露

WHO 事務局より、1 日あるいは 1 回の食事からの摂取量 (IESTI) のほか、JMPR では一生涯にわたる食事からの摂取量 (IEDI) を複数年の摂取量データをもとに計算しているが、ADI を設定する評価の中で一生涯を下回る一定期間での健康影響も懸念されることから、1 日より長く生涯より短い期間での食事からの暴露を評価する方法を開発する必要があり、FAO 及び WHO で専門家会議を設立してモデルを開発するとの紹介があった。

③食品中の化学物質のリスク評価の原則及び方法(EHC240)の更新

WHO事務局より、近年のリスク評価方法の改善状況を考慮して、EHC240を 更新するよう提案したとの紹介があった。

<u>④飼料に関連するハザードについての FAO/WHO 合同専門家会合(2015 年 5 月</u> 12-15 日)の報告書

FAO 事務局より、専門家会合から CCPR 及びメンバー国に対して飼料に残留する農薬に対して MRL を設定するよう提案があり、各国に対して設定に必要なデータ及び加工試験成績の提出を求められていると報告があった。

⑤Minor crops (マイナー作物) に対する MRL 設定に必要な作物残留試験の最小例数

FAO 事務局より、2016年の JMPR から、マイナー作物に対する MRL 設定に必要な作物残留試験の最小例数に関する CCPR のガイダンスを活用するが、場合によっては、より少ない試験例数でも評価を行うとの紹介があった。

⑥食品及び飼料中の農薬の最大残留レベルの推定に必要な残留データの提出及び 評価に関する FAO マニュアルの改訂

FAO 事務局より、FAO マニュアルを改訂した旨の報告があった。マニュアルにある原則は「JMPR における一般的検討事項」として CCPR に報告している JMPR の評価方法等であり、マニュアルを公表する目的は、原則を機能的に適用することと JMPR の評価についての透明性を確保することにあると説明された。

<u>議題 5 (b) コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2015 年 JMPR の</u> 回答

メンバー国から JMPR に Concern Form が提出された Bifenthrin (173)、

Fenpropathrin (185)、Imazamox (276)、Methidathion (51)、Propiconazole (160) に関する懸案事項については、議題6の議論の中でJMPR 事務局から回答されることとなった。

<u>議題9 残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア(性能規準)に関</u> するガイダンス原案

第36回総会(2013年)における合意を受け、新規作業として、残留農薬の分析 法に関するガイダンス原案の作成が進められてきた。

今次部会では、電子作業部会での検討を踏まえ提示された標記ガイダンス原案 について、各国から非常に多くの意見が寄せられたことから、会期中作業部会(議 長国:米国、共同議長国:中国及びインド)において意見を整理し、標記原案を 修正した。

修正原案の内容については概ね合意された。しかしながら、ガイダンス文書として発行した際の残留農薬検査に与える影響が大きいことから、技術的要求等について、再度、国内の専門家や関係者による十分な評価が必要との意見が出されたため、ステップ 5 に留め、各国からの意見があれば CCPR 事務局がとりまとめ、第 40 回総会(2017 年)での採択に向けて、次回部会で最終案を決定することが合意された。

議題 11 その他の事項及び今後の作業

(b) 健康影響の懸念が非常に低い化学物質が食品中に検出された際のリスク管理方法の提案

ニュージーランドから、第30回一般原則部会(2016年4月)で発表した提案(CRD16)について紹介があった。

暴露量が非常に低いあるいは健康影響の懸念が低い化学物質(肥料成分や洗剤成分)が食品中に検出され際のリスク管理方法を国際的に調和する意味を示すために提案文書を作成したこと、このような化合物の多くは、様々な規制官庁によって健康影響の懸念が非常に低い、懸念がわずか、懸念がないなどと既に定義されているが、不注意にも食品中にわずかに存在することで、非常に低い暴露や健康影響の懸念を生じることについて検討する必要があること、コーデックスはこの問題に対処し、国際的に調和が取れたリスク管理手法の開発を支援することに関係と責任があることが示唆された。

(c) 茶の MRL 設定における浸出液によるリスク評価に関するガイダンス文書

インドから、第 44 回部会(2012 年)で、茶の MRL 設定のおける評価ために浸出係数に関するデータや浸出方法に関する情報の提出を求められたことを紹介し、乾燥茶葉中の残留農薬に対する MRL を設定する際の摂取量評価において浸出係数を使う方法を示す目的で、インド及び中国の共同でガイダンス文書(CRD21)を作成したことが説明された。

FAO 事務局から、既に JMPR では浸出試験を活用しているので、データを提出する際には茶の浸出試験も一緒に提出するよう要請があった。

コーデックス残留農薬部会 (CCPR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値(MRL)原	5/8	· 第 39 回総会
案及び改訂原案		
削除が提案された Codex MRL	廃止	・ 第 39 回総会
MRL案及び改訂案	7	・ 第 49 回 CCPR
MRL原案及び改訂原案	4	・ 第 49 回 CCPR
MRL原案及び改訂原案	取り下げ	・ 第 49 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分	7	・ 第 49 回 CCPR
類の改訂案:豆類(種実)		
食品及び飼料のコーデックス分	5	・ 第 39 回総会
類の改訂原案:穀類		・ 第 49 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分	4	・ 第 49 回 CCPR
類の改訂原案:豆類(未成熟)		
うり科果菜類		
食品及び飼料のコーデックス分	2/3	• 電子作業部会
類の改訂原案:砂糖製造用草本、		(議長国:米国、
飲料及び砂糖菓子用種子類	0.40	共同議長国:オランダ)
Table 2 及び 3 原案: 野菜及び穀	2/3	・ 第 49 回 CCPR
類の代表作物の選定例(食品群		
への MRL 外挿のための代表作		
物の選定に関する原則及びガイ ダンスへの添付資料)		
残留農薬の分析法に関するパフ	5	 ・ 第 39 回総会
	3	・ 第 39 回応云 ・ 第 49 回 CCPR
規準)に関するガイダンス原案		新 49 回 CCI K
農薬に関するコーデックス優先	1/2/3	・ 第 39 回総会
リストの設定(新規農薬と定期	1/2/3	
的再評価の対象農薬)		
		(議長国:豪州、
		共同議長国:ドイツ)
		• 第 49 回 CCPR
国際短期推定摂取量(IESTI)の		• 電子作業部会
計算方法の見直しの可能性に関		(議長国:EU、
する討議文書		共同議長国:豪州)
		• 第 49 回 CCPR

コーデックス残留農薬部会(CCPR) 参考資料

平成28年6月10日

Joint FAO/WHO Meeting of Pesticide Residues (JMPR) の任務

- 下記の物質について、毒性学的及び残留試験 やモニタリングデータの評価
 - ➤ GAPに従って農薬を使用した結果として食品・飼料中に存在する残留物
 - ▶ 以前農薬として登録されており、現在は農薬として使用できないにもかかわらず、その化学的な性質 (分解されにくい)から、環境汚染物質として食品・飼料中に存在する物質
- →CCPRに対して、最大残留レベル(Maximum Residue Level)を勧告

コーデックス残留農薬部会(CCPR)の任務

- 1. 食品・飼料(個別品目及びグループ)中の残留農薬基準(以下「コーデックス残留農薬基準」)の設定
- 2. FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)によって評価すべき農薬の優先度リストの作成
- 3. 残留農薬定量のためのサンプリング・分析法の検討
- 4. 残留農薬を含む食品・飼料の安全性の問題への対応
- 5. 農薬様の性質を示す環境・産業汚染物質のコーデックス基準の設定 等

2

Codex MRLとは (コーデックス農薬最大残留基準値) MRL = Maximum Residue Limits

■ Codex委員会からメンバー国に対して勧告される、 食品や飼料中に合法的に存在することが認められる 残留農薬の最大濃度(mg/kgで表される)

個別の食品又はグループに設定

- 国が定める農薬の使用基準(GAP) に基づく
- MRL以下の残留農薬を含む食品から製造される 食品は、毒性学的に安全であると考えられる

※ GAP = Good Agricultural Practice

Codex MRLの設定プロセス(代表例)

政府が、メーカーや生産者団体等の要望を受け、Codex MRL設定を希望する農薬(対象とする食品を含む)を、JMPRにより評価される農薬の「優先リスト」にノミネート

2 「優先リスト」に掲載→ CCPRが、翌年のJMPR評価対象農薬を決定

当該展薬が、1か国以上で 登録されていることが前提

3 申請者が、JMPR事務局に必要なデータ/情報を提出

4 JMPRによる評価(FAO専門家:残留、WHO専門家:毒性)
→ MRL案を推定し、CCPRに勧告

5 CCPRによるMRL案の審議・採択

6 CAC(総会)によるMRL案の審議・最終採択

グループMRLの設定促進を目指した CCPRの検討

- 食品及び飼料の コーデックス分類の改訂 [2006年~継続中]
- ☞新たなグループ /
 サブグループの設置
 ☞食品の新規追加/分類変更
- 食品群へのMRLの外挿の ための代表作物の選定に 関する原則及びガイダンス
 - ・代表作物の選定の考え方 [2012年最終承認]

➡各グループの代表作物を選定し、当該作物の◆ 作物残留試験データを用いてグループMRLを設定

Minor Cropsに適用されるMRLの増加にも寄与

グループMRLとは

- 個別の食品ごとではなく、農薬の残留の程度が類似した 同一グループに属する食品全体に適用されるMRL
- 複数の「代表作物」の作物残留試験データを有効活用
- 科学的な判断に基づき、食品の安全を確保しつつ、 代表作物のデータを用いて効率的なMRL設定が可能

JMPRがグループMRLを推定する前提条件

- ▶ 1以上の国で、対象のグループに属する全ての作物 に対して同じ使用方法(GAP)で登録されていること
- ▶ 上記GAPに基づいて複数の「代表作物」の作物残留 試験が実施されており、各代表作物の作物残留試 験データの中央値が5倍以内であること

(

食品及び飼料のコーデックス分類とは
(Codex Classification of Foods and Animal Feeds)

- 主な目的
- 1989年採択、1993年改訂、2006年~ 改訂作業中
- ▶ 国際貿易される食品や飼料に関する農薬のMRLを 統一的かつ正確に記述
- → 食品や飼料を、形状や植物学的な特徴等に基づき、 どのくらい農薬が残留するかを考慮してグループに分類
- → MRLが適用される食品の部位(分析部位)の定義
- 構成 (例)植物由来食品(一次)の場合

タイプ > グループ (>サブグループ)

1. Fruits ・・・6グループ

2. Vegetables ・・・9グループ

3. Grasses ···2グループ

4. Nuts & Seeds ···3グループ

、5. Herbs & Spices ・・・2グループ

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 (2006年~)

- 主な検討事項
 - ▶ 各グループにおける新たなサブグループの設置
 - > 新規食品の追加
 - > 一般名及び学名の更新、commodity codeの更新
 - > MRLが適用される食品の部位(分析部位)の定義の確認
- グループごとに段階的に検討
 - →「果実」、「野菜」などタイプごとに最終化

(食品を他グループに移動する場合に問題が生じることを避けるため)

(例) きんかん(Kumquats) : 熱帯性果実類 → かんきつ類へ

- → 2012年、果実の6グループの改訂案を最終承認(REP12/PR-Appendix VIII)
- → 現在、野菜及び穀類のグループの改訂作業中

0

Table 1: 果実の代表作物の例(抜粋) (REP12/PR-Appendix XI)							
Codex Group / Subgroup	Examples of Representative Commodities	Extrapolation to the following commodities					
Group 001 Citrus Fruits	Lemon or Lime; Mandarin; Orange and Pummelo or Grapefruit	Citrus Fruit (FC 0001):··· 略··					
Subgroup 001A, Lemons and Limes	Lemon or Lime	Lemons and Limes (FC 0002): ・・略・・					
Subgroup 001B, Mandarin	Mandarin	Mandarins (FC 0003): ** 略・・					
Subgroup 001C, Oranges, Sweet, Sour	Orange	Oranges, Sweet, Sour (FC 0004): ・・略・・					
Subgroup 001D, Pummelos	Pummelo or Grapefruit	Pummelos and Grapefruit (FC 0005): ・・略・・					

代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (2012年最終承認)(REP12/PR-Appendix XI)

- ■「代表作物」の選定の3つの原則
 - ① 残留濃度が最も高くなる可能性がある作物
 - ② 生産及び/又は消費の観点から重要と考えられる作物
 - ③ 形態、生育特性、病害虫の発生、可食部について、 グループ内の作物とよく類似している作物 (※ ①と②は必須条件)
- 各国が上記原則に従い、自国の実態を考慮して代表作物を選定・提案可能(Alternative Representative Commodity)

国により生産量や消費量の違いがあるため、 代表作物が同一になるとは限らない

10

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況①:果実

■ 2012年、果実の6グループの改訂案を最終承認

		グループ名	食品及び飼料の	代表作物の
番号	コート゛	名称	コーデックス分類 の改訂	例
001	FC	かんきつ類		
002	FP	仁果類		
003	FS	核果類		
004	FB	ベリー類及びその他の小粒果実類	最終承認	最終承認
005	FT	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮も食すもの)	(2012年)	(2012年)
006	FI	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮を食さないもの)		
-				•

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況②:野菜

下線:第48回CCPR(2016年)で議論したもの

	.1	グループ名	食品及び飼料のコーデックス分類	代表作物の 例
番号:	コート゛	名称	の改訂	
009	VA	鱗茎野菜類	ステップ7(2010年)	
010	VB	あぶらな科野菜類(あぶらな科葉菜類を除く)	ステップ7(2013年)	
011	<u>VC</u>	うり科果菜類	<u>ステップ4(2016年)</u>	
012	VO	うり科野菜を除く果菜類	ステップ7(2010年)	
013	VL	葉菜類	ステップ7(2013年)	<u>ステップ2/3</u>
014	<u>VP</u>	豆類(未成熟)	ステップ4(2016年)	<u>(2016年)</u>
015	<u>VD</u>	豆類(種実)	<u>ステップ7(2016年)</u>	
016	VR	鱗茎及び塊茎状野菜類	ステップ7(2015年)	
017	VS	茎葉及び葉柄野菜類	ステップ7(2013年)	
018	VF	食用きのこ類	ステップ7(2010年)	

第48回CCPRの議論の結果

- 豆類(種実) → ステップ7
- 豆類(未成熟) → ステップ4
- うり科果菜類 → ステップ4

■ 飲料及び砂糖菓子用種子類

- ■穀類
- **→** ステップ5

2017年、野菜の 全てのグループの 改訂案を最終化

サブグループ

について合意 実質的な議論

は終了

- ■砂糖製造用緑草類
- → ステップ2/3に戻し 電子作業部会で 再検討

(議長国:米国、共同議長国:オランダ)

15

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂及び代表作物の例の検討状況③:その他

下線: 第48回CCPR(2016年)で議論したもの

		グループ名	食品及び飼料のコーデックス分類	代表作物の 例
番号	コート゛	名称	の改訂	נילו
020	<u>GC</u>	<u> 穀類</u>	<u>ステップ5(2016年)</u>	
<u>021</u>	<u>GS</u>	砂糖製造用草本	<u>ステップ2/3(2016年)</u>	
022	TN	ナッツ類	ステップ7(2011年)	
023	SO	油用種子類	ステップ7(2010年)	ステップ2/3 (2016年)
024	<u>SB</u>	飲料及び砂糖菓子用種子類	ステップ2/3(2016年)	(2010-7)
027	НН	ハーブ類	ステップ7(2012年)	
028	HS	スパイス類	ステップ7(2011年)	

豆類(種実)

■ 以下の3つのサブグループを設置することを合意

> 15A Dry beans -

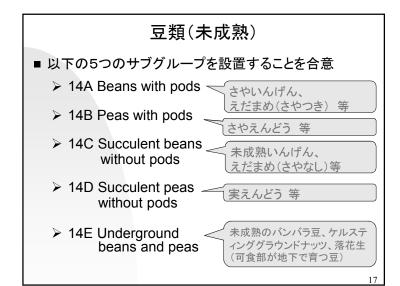
いんげんまめ、大豆、そらまめ等

➤ 15B Dry peas

えんどう、レンズまめ、ひよこまめ等

> 15C Dry underground pulses

イバンバラ豆、 ケルスティンググラウンドナッツ (可食部が地下で育つ豆)



うり科果菜類(サブグループの議論の経緯)

- 論点1:皮を食べられるか否か
- →国の食習慣により異なるため、サブグループ名に明記しない



- 論点2:きゅうりとかぼちゃ
- →収穫時の生育段階や農薬の使用時期の相違があるため、別のサブグループとすることで概ね意見が一致
- →日本は、上記を裏付けるデータを提示

<きゅうり> 未成熟で急激に肥大する時期 の果実を毎日収穫 <かぼちゃ> 肥大が終了して成熟した果実 を一定時期に収穫

- 論点3:メロンとかぼちゃ
- →同じサブグループ? or 別のサブグループ?

豆類(種実)、豆類(未成熟):共通

- 元々"Peas"という品目名に含まれていた「ササゲ属の 豆」を、「インゲンマメ属の豆」と同じBeansのサブグルー プに位置づけることを合意
- ■「ササゲ属の豆」に対する基準値について、当面は、現行 どおりの値を適用するが、将来JMPRが評価する際に、 「インゲンマメ属の豆」と同じ基準値を適用することを合意



うり科果菜類(第48回CCPRの結果)

- メロンとかぼちゃは、果実が肥大して成熟してから収穫 する点が類似しているため、同一のサブグループとする こと(オプション3)を合意
- 日本が提案したかぼちゃの可食部に関する説明文を 追加することも合意 → 次ページ

オプション1	オプション2	オプション3
11A Cucumber and	11A Melon	11A Cucumber and
summer squashes		Summer squash
11B Melons	11B Squash/	11B Melons, Pumpkins
11C Winter squashes	cucumber	and Winter squashes
→ きゅうり(11A)、メロン(11B)	→ きゅうりとかぼちゃ	→ メロンとかぼちゃを同
かぼちゃ(11C)を異なる	を同一のサブグル	
サブグループに分類	ープ(11B)に分類	(11B)に分類
当初、日本、タイ、中国等が支持	米国が支持	カナダ、EU、NZ等が支持 (日本も妥協案として支持)
		20

€ |

うり科果菜類(第48回CCPRの結果)

- 可食部:メロンは果肉のみ、かぼちゃは皮を含む果実全体
- → 日本から、「かぼちゃの暴露評価を行う際には、皮を含む 果実全体の残留データを用いる必要がある」旨の説明文 の追加を提案し、盛り込むことを合意





穀類(第48回CCPRの結果)

- サブグループについて、以下の2つのオプションを議論
- →日本提案のとおり、穀粒が生育期間や貿易される際に 外皮(husk)で保護されているか否かを考慮して、サブ グループを設置すること、MRLが適用される部位を明 確化することを合意

オプション1(カナダ提案)	オプション2(日本提案)	
20A Wheat, similar grains and	20A Wheat, similar grains and	
pseudocereals	pseudocereals without husks	
20B Barley and similar grains	20B Barley, similar grains and	
	pseudocereals with husks	
20C Rice cereals	20C Rice cereals	
20D Maize, Grain Sorghum and Millet	20D Maize, Grain Sorghum and Millet	
20E Sweet corn cereals	20E Sweet corn cereals	
→ カナダ室・擬穀類を小麦と同じ20Aに	分 類	

→ 日本案:収穫時に外皮がとれる擬穀類(例:アマランサス、キノア)を小麦と同じ 20Aに、収穫時に外皮がとれない擬穀類(例:そば)を大麦と同じ20Bに分類

穀類(サブグループの議論の経緯)

<前回の第47回CCPRで概ね意見が一致した論点>

- 未成熟とうもろこし(Sweet corn)と完熟とうもろこし(Maize)
 - → 収穫時の生育段階や穀粒の水分含量の相違がある。 ため、別のサブグループにする (日本は、裏付けとなるデータを提示)
- 米(Rice)
 - → 栽培方法が異なるため、独立したサブグループにする

く残された論点>



小麦(Wheat)と大麦(Barley)を別のサブグループにすべきか

擬穀類(Pseudocereals)を、小麦や大麦などから独立した サブグループとすべきか

穀類(第48回CCPRの結果)

<論点> 小麦と大麦を別のサブグループにすべきか

- 米国等は、同一のサブグループにすべきと主張(※自国 の食品分類との整合性)
- 日本やEUは、別のサブグループにすべきと主張

日本のコメント概要(次ページを参照)

- ▶ 収穫時に、小麦は外皮(husk)がとれるが大麦は外皮が とれないことを提示
- ➤ 既存のMRL及び作物残留試験データの解析結果も提示
- → 大麦が小麦より高い残留を示す傾向を明確化
- →小麦と大麦を別のサブグループにすることを合意

日本コメント: 大麦は小麦より残留濃度が高くなる傾向

■ 収穫時に小麦は外皮(husk)がとれるが大麦は外皮がとれないため、農薬の残留量が異なることを提示





■ 既存の小麦と大麦のCodex MRLを比較し、その根拠となった作物残留試験データ(JMPR報告書)を解析・提示

		Use patt	em					Supervised residue trials on crops			Codex
Commodity	Country	App. rate (kg ai/ha)	no.	BB CH	PHI (days)	Country	n	Residue data (mg/kg)	Range (mg/kg)	Median (mg/kg)	MRL (mg/kg)
Dicamba (ex	tracted fro	om 2010 JMI	PR I	Evalua	tion)						$\overline{}$
Barley	us	0.14 (1st) 0.28 (2nd)			7	US	10	0.78, 1.1, 1.1, 1.5, 1.6, 1.6, 1.8, 2.7, 2.8, 5.0	0.78 - 5.0	1.6	7
Wheat	US	0.28 (1st) 0.28 (2nd)			7	US	20	0.05, 0.07, 0.08, 0.11, 0.11, 0.11, 0.16, 0.19, 0.19, 0.25, 0.29, 0.34, 0.35, 0.47, 0.53, 0.81, 0.84, 1.1	0.05 - 1.1	0.22	2

穀類(第48回CCPRの結果)

- 日本提案のとおり、下記について合意
- →収穫時に外皮がとれ、外皮がない状態で流通するキノア、 アマランサスを小麦と同じサブグループ20Aに分類
- →収穫時に外皮がとれず、外皮つきの状態で流通するそばを大麦と同じサブグループ20Bに分類

5	サブグル―プ20A						
穀粒のみが							
流通							
小麦	アマランサス	キノア					
-							
1	SOME A						
	5						

サブグル―プ20B					
穀粒+外皮(husk)が 流通					
そば					
EX					

25

穀類(サブグループの議論の経緯)

<論点>擬穀類を、小麦や大麦などから独立したサブグループにすべきか

- 日本やEU等は、擬穀類は、穀類と生育習性や農薬の 使用方法が異なるため独立したサブグループにすべき と主張
- 米国、カナダや南米等は、擬穀類にマイナー作物しか 含まれないため、独立したサブグループとすることで、 穀類のグループMRL設定にあたり、擬穀類の作物残留 試験を実施する必要が生じることに懸念があると表明
- → 擬穀類の生産方法や農薬の使用方法等について各 国から情報を募集するも決定的な情報・データなし
- → 合意促進のため、カナダ及び日本が「妥協案」を提示

26

砂糖製造用草本

- 本グループに含める品目
 - ▶ 現行はさとうきびとスイートソルガムの2品目のみ
 - ▶ 砂糖製造用に使用されるテンサイ(根)、カエデ(木の 幹)などの品目も含めるかどうか
- MRLの設定部位の説明文(元の1993年文書に記述無し) ▶ 日本から追記すべきと提案
- →ステップ2/3に戻し、電子作業部会にて再検討

飲料及び砂糖菓子用種子類

- ■本グループに含める品目
 - ▶ 現行はコーヒー豆、カカオ豆、コーラナットのみ
 - ▶ 大豆やバジルシードのように、既に他のグループに含まれているが、飲料用にも使用される品目も含めるかどうか
 - > 日本の主張:
 - ① 複数の用途で使用される食品については1つの グループのみに品目コードを置き、他のグループ ではそれを参照すべき
 - ② バジルシードは加工・消費の方法がコーヒー豆等と大きく異なる
- →ステップ2/3に戻し、電子作業部会にて再検討

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 43 回食品表示部会

日時:平成28年5月9日(月)~5月13日(金)

場所:オタワ (カナダ)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	有機養殖漁業(有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂)
5	日付表示(包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂)
6	卸売用食品の包装の表示に関する討議文書
7	食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書
8	「ハラル」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 43 回コーデックス食品表示部会(CCFL)概要

1. 日時 2016年5月9日(月)~5月13日(金)

2. 開催場所 オタワ(カナダ)

3. 参加国数 52 加盟国、1 加盟機関、17 国際機関

4. 議長 Ms. Lyzette Lamondin (カナダ食品検査庁)

5. 日本代表団

消費者庁食品表示企画課 課長補佐 増田 利隆 消費者庁食品表示企画課 徳永 欽也 水産庁増殖推進部栽培養殖課 栽培養殖専門官 大河内 裕之 水産庁漁政部加工流通課 課長補佐 山内 精 農林水産省消費・安全局食品安全政策課 係長 織戸 亜弥

テクニカルアドバイザー

特定非営利活動法人国際生命科学研究機構 特別顧問 濱野 弘昭 北海道大学大学院農学研究院食品栄養学研究室 准教授 石塚 敏

6. 概要

議題1: 議題の採択

仮議題7の食品のインターネット販売に関する討議文書は、作業文書未着のため議論しないこととし、その他を本会議の議題として採択した。また、包装の前面の栄養表示(front-of-pack nutrition labelling)について議題9のその他の事項及び今後の作業において議論すること、さらに議題4に関して、本会議に先立ち5月7日(土)に開催された物理的作業部会の結果を基に議論するため、議題の順番を入れ替え、議題5を先に議論することに合意した。

議題2: コーデックス総会及び各部会からの付託事項

執行委員会 (CCEXEC) から全部会に対し、作業の優先順位をつけるための作業管理のアプローチの開発の検討を要請しているが、CCFL では今後必要に応じて議論することとなった。

食品輸出入・検査認証制度部会(CCFICS)から、「食品の清廉性/信憑性」の表示に関する事項について照会があったが、どのような表示の条項が必要となるか等が現時点の情報では不明確であること、また次回 CCFICS にて討議文書を議論する予定であることから、今次部会では議論しないこととなった。

FAO から、食品表示に係るハンドブックを 2016 年下期に公表予定であること 等の紹介があった。

WHO から、2015 年 3 月に糖類摂取に関する新しいガイドラインを公表したこ

と、2015年12月に開催された栄養表示に関する技術会合の報告書が公表予定であること、またこの技術会合の結果を受けて、各国で包装の前面 (Front of Package: FOP)の表示を実施するための指針となるマニュアルを策定中であること、この実地試験を2016年下期に実施予定であること等の紹介があった。

議題3:コーデックス規格案における表示事項の検討

<アジア地域調整部会関係(CCASIA)>

(経緯)

非発酵大豆製品の表示については、第 19 回 CCASIA において、第 41 回 CCFL (2013 年)での議論を踏まえ、本規格中の「soybean milk」等は「milk」ではなく「beverage」を使用することに合意した。また、わが国からの提案をもとに、表示の条項(セクション8)に、各国の国内規則・習慣等にしたがって、本規格で規定した名称以外の名称を表示しても良い旨の規定を追記することに合意した。今次部会では、CCASIA からの付託事項として、前述の表示の条項の承認が求められていた。

(結果)

①「The product covered by the provisions of this Standard shall be labelled in accordance with the latest edition of the General Standard for Labelling of Prepackaged Foods.」について、コーデックス規格では常に最新版が引用されることから「latest edition」を削除し、②「If genetically modified soybean is used in the process,」について、既存のコーデックス規格との整合性から「genetically modified soybean」を「soya bean derived from modern biotechnology」に修正し、承認した。

<スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)>

クミンは規格原案通り承認された。乾燥タイム (Dried Thyme) について、当該食品の性質上、「dried」と明記しなくても消費者の誤認リスクはないことから、「dried」の削除を CCSCH に提案することに合意した。

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

ナスの規格原案に関して、「Nature of Product」を「Name of Produce」に修正し、承認した。

<食品添加物部会(CCFA)>

「食品添加物として販売される製品の表示に関する一般原則 (CODEX STAN107-1981)」は原案通り承認した。

一方、上記の改訂に整合をとるため提案されていた「包装食品の表示に関する一般原則 (CODEX STAN 1-1985) (General Standard for Labelling of Prepackaged Foods:GSLPF)」の改定 (「Flavor(s) and Flavoring(s)」を「Flavoring(s)」とする) については、Flavor(s)の削除によって生じうるネガ

ティブな影響について調査する必要があるとの意見が出された。また、CCFLでは GSLPF の日付表示の改定作業が進行中であることから、この作業の終了後に検討することに合意した。

議題4:有機養殖漁業(有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売 に係るガイドラインの改訂)

(経緯)

第38回 CCFL において、有機食品ガイドライン (CAC/GL 32-1999) に養殖業の項目を追加する新規作業を開始することに合意した。これまで本会合の他、物理的作業部会、電子的作業部会を開催し、議論を進めてきたが、合意に至っていない箇所が多く、ステップ3での議論が継続されている。

(結果)

本会合に先立ち、物理的作業部会(議長国はEU、26 参加国)が開催され議論が行われたが、①従来養殖から有機養殖への転換期間の設定、②外来種の導入の是非、③養殖用稚魚として天然稚魚を使用することの是非、④養殖密度の設定、⑤養殖環境を高度に管理できる閉鎖循環システムの導入、⑥養殖用の人工種苗生産における産卵誘発ホルモン剤等の使用、⑦飼料としての天然魚の使用の可否の7つの技術的な事項について、各国の意見の相違が大きく合意に至らなかった。

物理的作業部会での議論をもとに本会合が行われたが、依然として各国の意見の相違が大きかったことから、議長より、本ガイドラインにとって重要な技術的な事項と一般的な原則論の多くの部分でコンセンサスに達することはできないとの判断が示され、議論が打ち切られた。その上で、本部会は、総会に対して、本作業を継続するために適切な他の部会を決定するか、作業の中止の検討を求めることとなった。

議題5:日付表示(包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂) (経緯)

第40回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品の中には、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

第 41 回部会において、ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の 概要をまとめた討議文書を提出し、討議の結果、日付表示の問題に取組むため に、GSLPF の見直しに関する新作業を総会に提案することとなり第36回総会で 採択されていた。

前回部会では、製造年月日 (date of manufacture)、包装年月日 (date of packaging) の用語の定義、賞味期限までの日数が3か月以下である食品については年、月、日の表記が必要であること等の合意が得られた。

今次部会では、前回部会で合意が得られなかった食品の品質に関する日付表示を賞味期限 (date of minimum durability)、食品の安全性に関する日付表示を消費期限 (Use by date) として定義を明確化することや年月日の表記方法等について、再度議論が行われた。

(結果)

①食品の安全性に関する日付表示(Use by Date, Expiration Date)の定義について、前回部会に引き続き、安全性と品質の双方を考慮に入れた日付表示を求める強い意見が出されたが、それに反対する意見の両方を考慮し、品質もカバーできるような文言に修正すること、②製造日及び包装日の定義に賞味期限を示すものではないことを明記し、また消費期限又は賞味期限と併用して記載してもよいことも明記すること、③賞味期限は、「Date of Minimum Durability」を「Best Before Date」又は「Best Quality Before Date」に修正し、定義に未開封(unopened)の製品に適用することを記載すること、④3か月以内の賞味期限の製品に関して、日及び月を表示することとされているが、消費者の誤認リスクの観点で年の表示を監督官庁が決定できること、⑤年と日の表示は数字、年は、2桁又は4桁とし、月は、アルファベットか記号、あるいは数字で明記し、また年月日の順番は、各国で決定できること、⑥日付表示の例外となる食品は、例外のクライテリアを作成することとし、具体的には次回部会で議論すること、⑦小容器に記載すべき情報の具体的な要件は作成しないことについて、合意された。

また、議論に進展があったことから、第39回総会にステップ5として採択を 諮ることに合意した。

議題6:卸売用食品の包装の表示に関する討議文書

(経緯)

第41回部会時、インドから出された標記新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、輸出入認証に関連する既存文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。さらなる議論のために、既存のコーデックス文書と国際貿易との齟齬を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

討議文書においては、卸売用食品の包装については国ごとに様々な対応がと られており国際貿易上の負担となっていることから、「卸売用食品の包装の表 示に関する一般規格」を作成する新規作業を開始することが提案されていたが、 時間的制限により、本議題については議論されず、今次部会で取り上げられる こととなっていた。

今次部会では、インドから、前回部会での参加国からの非公式なインプットに基づいた、「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンス」を含めるためにGSLPFを限定的に改訂する作業が提案され、インドが作成した討議文書について議論が行われた。

(結果)

一部の国から、このようなガイダンスの作成は逆に流通を妨げることになり、現実的に実施することは困難ではないかとの懸念が示されたが、多くの国から食品のトレーサビリティーや食品安全性の面で有益だとして本作業の開始を支持する意見が出された。また、作成するガイダンスは B to B間の取引(業者間取引)の促進や円滑なコミュニケーションに資するものであり、消費者への提供を目的とする食品の表示について規定した GSLPF の改訂にすべきではないとの意見が出された。議論の結果、プロジェクトドキュメントのタイトルを「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンスの策定」とし内容も一部修正、新規作業とすることに合意し、第39回総会に新規作業の承認を諮ることとなった。また本ガイダンスをどこに位置づけるかは作業が進んだ段階で決定することに合意した。

また、インドを議長国、アメリカを共同議長国とした電子作業部会を設置し、次回会合で議論するガイダンスの原案を準備すること、また電子的作業部会での状況により、次回部会前に物理的作業部会の開催を検討することとなった。

議題7:食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書 (経緯)

第41回部会時、アルジェリアより、食品の通信販売(インターネット販売等) に関する問題について討議文書を準備する旨表明があり、部会としてこれを了 承し、前回部会にて議論する予定であったが、資料未着であり、また時間的制 限により、本議題については議論されず、今次部会で取り上げられることとなっていた。

(結果)

資料が提出されなかったことから、本作業は、今後文書が用意された際に議題として取り上げることに合意し、総会に作業中止を報告することとなった。

議題8:「ハラル」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案 (経緯)

本議題は、既存のガイドライン (CAC/GL 24-1997) とイスラム法に基づくハ

ラルの要件との差異をなくすことを目的として、前回部会において、エジプトから既存のガイドラインの改訂作業の提案がなされる予定であったが、時間的制限により、本議題については議論されず、今次部会で取り上げられることとなっていた。

(結果)

一部のイスラム諸国より現在のガイドラインは十分に機能しており改定は不要であることと、イスラム協力機構の標準化機関(OIC/SMIIC)でも議論されており、作業の重複や混乱が生じる可能性があること等の意見が出され、部会は改定作業の開始に合意しなかった。

一方、この議論をきっかけに「ハラル」に限らず、国際貿易されている食品の消費者の嗜好に関する強調表示(consumer preference claims)にかかる広範な問題を今後どのように取り扱うべきか、新たな論点が浮上した。議論の結果、本部会のマンデートの範囲内での消費者の嗜好に関する強調表示にかかる問題を理解・整理するための作業を進めることに合意した。イランとトルコが討議文書を用意し、次回部会で議論することとなった。

議題9:その他の事項及び今後の作業

<包装の前面の栄養表示(front-of-pack nutrition labelling)>

作業提案を行ったコスタリカより、本作業は、消費者が包装の前面に記載された簡易かつ科学的根拠に基づく情報により、適切な商品選択に資することを目的としており、国際食品貿易の促進の面でも必要であるとの説明があった。多くの国、FAO 及び WHO から新規作業を進めることが支持された。また、WHO から各国における FOP に関する調査を実施中であり、有益な情報提供ができる旨の発言もあった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする電子作業部会を設置し、WHO の作業を踏まえた討議文書を準備し、次回部会で議論することとなった。

<CCFL の今後の作業>

今後の作業の方向性を調査する必要があるため、本部会で作業中止となった 作業、進行中の作業、今後取り上げることとなりそうな問題について整理した 文書をカナダが準備することとなった。今後取り上げることとなりそうな問題 については、コーデックス事務局が各国に回付文書により情報提供を求めるこ ととなった。

議題 10:次回会合の日程及び開催地

第 44 回部会は、約 18 ヶ月後 (2017 年 10-11 月) に開催される予定である (場所未定)。

(参考)

食品表示部会(CCFL)の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
日付表示(包装食品の表示に 関するコーデックス一般規格 の改訂)	5	第 39 回総会 第 44 回 CCFL
有機養殖漁業(有機的に生産 される食品の生産、加工、表 示及び販売に係るガイドライ ンの改訂)	4	第 39 回総会
卸売用食品の包装の表示に関 するガイダンス	1/2/3	第 39 回総会 電子作業部会(インド/アメリカ) 第 44 回 CCFL
消費者の嗜好に関する強調表 示(討議文書)	_	イラン/トルコ 第 44 回 CCFL
包装の前面の表示(討議文書)	_	電子作業部会 (コスタリカ/ニュージーランド) 第 44 回 CCFL
今後の作業(討議文書)	_	カナダ
食品のインターネット販売に 関する問題	作業中止	
「ハラル」の使用に関する一 般ガイドラインの改訂の提案	作業中止	

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 39 回 総会

日時 : 2016年6月27日(月)~7月1日(金)

場所: ローマ (イタリア)

仮議題

	以時次
1.	議題の採択
2.	第 71 回執行委員会の報告
3.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略する勧告を付してステップ
э.	5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)
4.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
5.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
6.	新規作業の提案
7.	作業中止の提案
8.	コーデックス規格と関連文書の修正
9.	コーデックスの作業管理と執行委員会の機能
10.	FAO 及び WHO の政策、戦略、ガイドラインとコーデックスの作業との関係
11.	薬剤耐性に関するコーデックスの作業
12.	部会から総会に付託された事項
13.	コーデックスの予算計画(2016-2017年)及び支出報告書(2014-2015年)
14.	FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援
14.1	活動報告
14.2	予算及び支出
14.3	持続可能性
15.	FAO 及び WHO の能力開発活動(活動報告書)
16.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金
17.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
18.	議長及び副議長の選出
19.	コーデックス部会の議長を指名する国の選定
20.1	食品の清廉性/信憑性
20.2	コーデックス会議出席のためのビザ発行
21.	その他の作業
22.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第39回総会の主な検討議題

1. 日時及び開催場所

日時:2016年6月27日(月)~7月1日(金)

場所:ローマ(イタリア)

2. 主要議題の検討内容

仮議題3. ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)

Part1 ステップ8, 迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書

<生鮮果実・野菜部会(CCFFV)>

事項	概要	対処方針
ナスの規格原案	ナスの定義、最低条件、成熟条件、等級分け、サイズの	CCFFV で合意された原案を支持して差
	条項等を規定するもの。	し支えない。

<魚類・水産製品部会(CCFFP)>

事項	概要	対処方針
魚類及び水産製品に関する実施	「魚類及び水産製品に関する実施規範(CAC/RCP	CCFFP で合意された案を支持して差し

規範案(フィッシュソースのセク	52-2003)」の一つのセクションとして、フィッシュソー	支えない。
ション)	スの加工に関するセクションを追加するもの。	
魚類及び水産製品に関する実施	「魚類及び水産食品に関する実施規範(CAC/RCP	CCFFP で合意された原案を支持して差
規範原案(急速冷凍ホタテ貝柱の	52-2003)」の一つのセクションとして、急速冷凍ホタテ	し支えない。
セクション)	貝柱に関するセクションを、セクション7「活及び生の二	
	枚貝」の後に追加するもの。	
魚類及び水産製品に関する実施	「魚類及び水産食品に関する実施規範(CAC/RCP	CCFFP で合意された原案を支持して差
規範原案(チョウザメキャビアの	52-2003)」の一つのセクションとして、チョウザメキャ	し支えない。
セクション)	ビアの加工に関するセクションを追加するもの。	
「直接消費または加工のための	左記3つの規格に、第35回分析・サンプリング法部会か	CCFFP で合意された案を支持して差し
生アワビ及び冷蔵・冷凍アワビの	ら提案されたサンプリングプラン(寄生虫を除く)を追	支えない。
規格」(CODEX STAN	加するもの。	
312-2013)、「燻製魚、風味付けさ		
れた燻製魚、乾燥燻製魚製品規		
格」(CODEX STAN 311-2013)		
及び「急速冷凍ホタテの規格」		
(CODEX STAN 315-2014) にお		
けるサンプリングプラン		
魚類及び水産製品に関する規格	魚類及び水産製品に関する既存の規格について、GSFA	CCFFP で合意された修正案を支持して
における食品添加物条項の修正	の関連条項との整合をとるため、各規格の食品添加物条	差し支えない。
	項を修正するもの。	
急速冷凍フィッシュスティック	「急速冷凍フィッシュスティック規格(CODEX STAN	CCFFP で合意された修正案を支持して
規格(CODEX STAN 166-1989)	166-1989)」のセクション 7.4 魚含量の推定法を修正する	差し支えない。

のセクション 7.4 魚含量の推定法	もの。	
の修正		
魚類及び水産製品に関する実施	「魚類及び水産製品に関する実施規範(CAC/RCP	CCFFP で合意された修正案を支持して
規範(CAC/RCP 52-2003)のセ	52-2003)」のセクション 11(塩漬け魚、干物魚の加工)	差し支えない。
クション 11(塩漬け魚、干物魚の	について、適用される魚種を追記するもの。	
加工)の修正		

<食品衛生部会(CCFH)>

事項	概要	対処方針
牛肉及び豚肉における非チフス	牛肉及び豚肉について、非チフス性サルモネラ属菌の管	CCFH で合意された原案を支持して差
性サルモネラ属菌の管理のため	理方法を規定するガイドライン原案。本原案は 3 つのパ	し支えない。
のガイドライン原案	ート(牛肉・豚肉で共通する部分をパート1、牛肉に関す	
	る部分をパート2、豚肉に関する部分をパート3)から構	
	成される。	
食品媒介寄生虫の管理を行うた	食品媒介寄生虫の一般的な衛生管理事項を規定するガイ	CCFH で合意された原案を支持して差
めの食品衛生の一般原則の適用	ドライン原案。	し支えない。
に関するガイドライン原案		
水分含量が低い食品の衛生実施	水分含量が低い(水分活性 0.85 以下の)食品(Low	CCFH で合意された原案を支持して差
規範の付属文書原案(付属文書	Moisture Food, LMF) の衛生実施規範の付属文書原案	し支えない。
І • П)	(付属文書 I:LMFのための微生物規準の例示、付属文	
	書Ⅱ:環境モニタリングの対象菌の選定に関するガイダン	
	ス)。	
水分含量が低い食品の衛生実施	スパイス及び乾燥ハーブの衛生規範(CAC/RCP	CCFH で合意された案を支持して差し

規範の付属文書案 (付属文書Ⅲ)	42-1995) を当該規範の付属文書Ⅲとして収載するもの。	支えない。

<栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)>

事項	概要	対処方針
栄養表示ガイドライン(CAC/GL	ビタミンA、E、鉄、マグネシウム、リン、銅、クロム及	CCNFSDU で合意された原案を支持し
2-1985) における表示を目的とし	び塩素の必要量に基づく栄養参照量(Nutrient Reference	て差し支えない。
た栄養参照量の追加/改訂原案	Value – Requirements: NRV-R)を設定し、本ガイドラ	
	インの改訂を行ったもの。	
栄養表示ガイドライン(CAC/GL	「栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985)」の付属文書	CCNFSDU で合意された修正案を支持
2-1985) の付属文書の修正	に、信頼できる科学機関(Recognized Authoritative	して差し支えない。
	Scientific Bodies: RASB)の定義を追加するもの。	
フォローアップフォーミュラ及	「フォローアップフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フ	CCNFSDU で合意された修正案を支持
び乳児用特殊医療用フォーミュ	ォーミュラ規格(CODEX STAN 72-1981)」におけるセ	して差し支えない。
ラ規格(CODEX STAN 72-1981)	クション 10(分析及びサンプリング法)に、ビタミン B12、	
におけるセクション 10 分析法の	ミオイノシトール、クロム、セレン、モリブデン、ヌク	
の修正	レオチド、ビタミン A、ビタミン E、脂肪酸組成、ヨウ	
	素、パントテン酸の分析法として、「分析・サンプリング	
	法規格 (CODEX STAN 234-1999)」を参照するよう追記	
	するもの。	

<食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)>

事項	概要	対処方針
食品の輸出入を支持する国間の	輸出国の食品管理システムの評価及び輸出の受入の支持	CCFICS で合意された原案を支持して
情報交換のための原則及び/又は	のため、輸出入国間の情報の交換及び管理に関する原則	差し支えない。
ガイドライン原案	及びガイドラインを作成するもの。	
食品安全の緊急事態における情	現行の「食品安全の緊急事態における情報交換に関する	CCFICS で合意された原案を支持して
報交換に関する原則及びガイド	原則及びガイドライン (CAC/GL 19-1995)」について、	差し支えない。
ライン (CAC/GL 19-1995) の	①INFOSAN (国際食品安全当局ネットワーク)、FAO が	
改訂原案	策定した EMPRES Food Safety(食品安全のための緊	
	急予防システム)、IHR(国際保健規約)(2005)等の	
	入手可能な情報	
	②役割及び責任、種々の関係者の関与、透明性をもった	
	コミュニケーション及び情報交換等の最近提唱された	
	原則	
	③食品安全緊急事態に対応する原則	
	の要素を追加する等改訂を行ったもの。	
輸入食品の不合格品に関する政	「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のた	CCFICS で合意された原案を支持して
府間での情報交換のためのガイ	めのガイドライン (CAC/GL 25-1997)」について、スコ	差し支えない。
ドライン (CAC/GL 25-1997)	ープに動物用飼料に係る記載を含める他、	
の改訂原案	①不合格品に関する情報交換は主管官庁だけでなく、そ	
	の他の関連する機関も対象とする	
	②食品/飼料の受入拒否時の措置に関する既存のコーデッ	
	クス文書(特に「輸入管理システムに係るガイドライン	

(CAC/GL 47-2003))及び「食品安全の緊急事態にお	
ける情報交換に関する原則及びガイドライン(CAC/GL	
19-1995)」との整合性を図る	
③改訂するガイドラインは CAC/GL 19-1995 のスコープ	
及びカバーしている範囲のすみわけを明確にする	
等修正を行ったもの。	

<分析・サンプリング法部会(CCMAS)>

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析・サンプ	食品汚染物質部会(CCCF)関係、魚類・水産製品部会	CCMAS で合意された案及び原案を支
リング法の承認	(CCFFP) 関係、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)	持して差し支えない。
	関係、乳・乳製品部会(CCMMP)油脂部会(CCFO)関	
	係の分析・サンプリング法を承認するもの。	
コーデックス手続きマニュアル	コーデックス分析法を「分析・サンプリング法規格	CCMAS で合意された修正案を支持し
の修正	(CODEX STAN 234-1999)」に集約するよう、コーデッ	て差し支えない。
	クス手続きマニュアルの修正を行うもの。	
	なお、今年4月に開催された第 30 回一般原則部会	
	(CCGP) において、マニュアルの修正案が承認された。	

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要	対処方針
食品添加物の同一性及び純度に	第 80 回 JECFA (2015 年 6 月) が作成し、第 48 回 CCFA	CCFAで合意された原案を支持して差し
関する規格原案	で合意されたアドバンテーム等 8 つの食品添加物の同一	支えない。

	性及び純度に関する規格原案。	
	正次した次に関するが旧水未。	
食品添加物の一般規格(GSFA)	GSFA の食品分類 01.1「乳及び乳飲料」とそのサブカテ	CCFAで合意された原案を支持して差し
の食品分類 01.1「乳及び乳飲料	ゴリーを改訂するもの。	支えない。
(『液状乳及び乳製品』にカテゴ		
リー名変更)」の改訂及び付随的		
変更の原案		
GSFA の食品添加物条項案及び原	・GSFA の食品分類 01.2 から 08.4 まで(「着色料」及び	CCFAで合意された案及び原案を支持し
案	「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項を除く。)の	て差し支えない。
	食品添加物条項の案及び原案。	
	・食品分類 08.3.2 におけるナイシンの食品添加物条項案。	
	・食品分類 14.1.4 のキラヤ抽出物(INS 999(i)、999(ii))	
	の食品添加物条項案。	
	・カラギーナン (INS 407)、グリセリン脂肪酸エステル	
	(INS 472c) 及びオクテニルコハク酸デンプンナトリウ	
	ム(INS 1450)に係る食品添加物条項案。	
	・「急速冷凍フィッシュスティック(フィッシュフィンガ	
	ー)、フィッシュポーション及びフィッシュフィレの規	
	格」(CODEX STAN 166-1989) に規定されているリン酸	
	塩の使用濃度(440 mg/kg)に合わせて、GSFA の注釈	
	299 で規定されているリン酸塩の最大使用濃度(400	
	mg/kg) を 440 mg/kg に修正するもの。	
	・食品分類 14.1.4 の安息香酸類の最大使用濃度を 250	
	m/kg に変更するとともに、現行の注釈 123 (pH が 3.5	

	より大きい飲料における 1000 mg/kg での使用を除く) を	
	削除して、注釈 13 (安息香酸として) 及び新たな注釈 301	
	(第49回 CCFA までの暫定最大濃度)を付けるという修	
	正を行うもの。	
食品添加物の国際番号システム	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている	CCFA で合意された修正原案を支持して
(INS) (CAC/GL 36-1989) Ø	食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行う	差し支えない
修正原案	もの。	
食品添加物として販売される製	当該規格の 4.1.c 節及び 5.1.c 節について、「香料の使用に	CCFA で合意された改訂原案を支持して
品の表示に関する一般規格	関するガイドライン (CAC/GL 66-2008)」と香料に関す	差し支えない
(CODEX STAN 107-1981) Ø	る用語が整合していないことから、文言の追加・修正等	
4.1.c 節及び 5.1.c 節の改訂原案	を行うもの。	
「ココアバターの規格」(CODEX	GSFA の関連条項との整合に当たり、左記4つの個別食	CCFA で合意された改定案を支持して差
STAN86-1981)、「チョコレート及	品規格における食品添加物のセクションを改訂するも	し支えない。
びチョコレート製品の規格」	の。	
(CODEX STAN 87-1981)、「コ		
コア (カカオ) マス (ココア/チ		
ョコレートリカー)及びココアケ		
ーキ規格」(CODEX STAN		
141-1983) 及び「カカオ粉末(コ		
コア) 及びココアと砂糖の乾燥ミ		
ックスの規格」(CODEX STAN		
105-1981) の食品添加物のセクシ		
ョンの改訂		

GSFA の食品添加物条項の改訂	上記チョコレート及びチョコレート製品の4つの個別食	CCFA で合意された改訂案を支持して差
	品規格及び CCFFP 関係の個別食品規格との整合性を図	し支えない
	るため、GSFA の食品添加物条項を改訂するもの。	
個別食品規格における食品添加	「香料の使用に関するガイドライン (CAC/GL 66-2008)」	CCFA で合意された修正案を支持して差
物条項の修正	の香料に関する用語の整合に伴い、CCFFP、油脂部会	し支えない。
	(CCFO)、近東地域調整部会(CCNEA)、CCNFSDU	
	及び加工果実・野菜部会 (CCPFV) 関係、CCMMP (乳・	
	乳製品部会)関係の個別食品規格の修正を行うもの。	

<食品汚染物質部会(CCCF)>

事項	概要	対処方針
玄米中の無機ヒ素に関する最大	・玄米中の無機ヒ素の最大基準値を 0.35 mg/kgに設定する	CCCF で合意された案が採択されるよ
基準値案	もの。前回総会において予備採択された。	う、対処ありたい。
	・その後主要生産国よりさらにデータを収集し、分析を	
	した上で、第 10 回 CCCF (2016 年 4 月) において ML	
	案として 0.35 mg/kg を本総会でのステップ 8 での最終採	
	択にかけることに合意した。	
	・なお、EU 及びノルウェー(0.25 mg/kgを主張)、インド	
	(0.5 mg/kgを主張) は留保した。	
特定品目中の鉛の最大基準値の	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規	CCCF で合意された原案を支持して差
改訂原案	格」(GSCTFF) において、直接消費用果実ジュース及び	し支えない。
	ネクター (パッションフルーツジュースを含む)、果実缶	
	詰 (ベリー類及びその他の小型果実類の缶詰を含む)、野	

菜缶詰(葉菜類の缶詰及びマメ科野菜類の缶詰を含む)、	
ジャム・ゼリー及びマーマレード (ML の引き下げ及びマ	
ーマレードを含む)、キュウリのピクルス (ML の引き下	
げ)、濃縮加工処理されたトマト缶詰(ML の引き下げ及	
び濃縮係数の適用に関する注釈削除)、テーブルオリーブ	
(ML 引き下げ)中の鉛の最大基準値を改訂するもの。	
「穀物中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範	CCCF で合意された案を支持して差し
(CAC/RCP 51-2003)」について、新たな技術や規範があ	支えない。
ることが確認されたことを受け、改訂を行うもの。前回	
総会において、本文のみステップ5で予備採択された。	
上記と同様、付属文書についても改訂を行うもの。	CCCF で合意された原案を支持して差
	し支えない。
	ジャム・ゼリー及びマーマレード (MLの引き下げ及びマーマレードを含む)、キュウリのピクルス (MLの引き下げ)、濃縮加工処理されたトマト缶詰 (MLの引き下げ及び濃縮係数の適用に関する注釈削除)、テーブルオリーブ (ML引き下げ)中の鉛の最大基準値を改訂するもの。 「穀物中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003)」について、新たな技術や規範があることが確認されたことを受け、改訂を行うもの。前回総会において、本文のみステップ 5 で予備採択された。

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要	対処方針
残留農薬基準値 (MRL) 原案及び	食品又は飼料中の農薬について、第 48 回 CCPR におい	CCPR で合意された内容を支持して差
改訂原案	てステップ 5/8 で合意された 31 農薬の MRL 原案。	し支えない。

PART2 総会においてステップ8で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用薬品部会(CCRVDF)>

事項	概要	対処方針
牛ソマトトロピン (BST) の MRL	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。	JECFA による再評価の結果は「ADI を
案	第 78 回 JECFA(2013 年 11 月)の再評価の結果を踏ま	特定しない」で従前と変わらず、BST
	えて、第 22 回 CCRVDF(2015 年 4 月)、第 38 回総会(2015	の残留が食品に通常含まれる量の範囲
	年7月)にて議論されたが合意に至らず、ステップ8で	であれば、特定の MRL 設定は不要であ
	保留となっている。	るとの立場で、適宜対処したい。

仮議題4. ステップ5の規格原案と関連文書

<スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)>

事項	概要	対処方針
クミンの規格原案	クミンの規格を規定するもの。	ステップ 5 で採択することを支持して
		差し支えない。
タイムの規格原案	タイムの規格を規定するもの。	ステップ 5 で採択することを支持して
		差し支えない。

<生鮮果実・野菜部会(CCFFV)>

事項	概要	対処方針
ニンニクの規格原案	ニンニクの規格を規定するもの。	ステップ5で採択することを支持して
		差し支えない。

キウイの規格原案	キウイの規格を規定するもの。	ステップ 5 で採択することを支持して
		差し支えない。

<食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)>

事項	概要	対処方針
国の食品管理システムの規制面	各国の食品管理システムの実施状況のモニタリング及び	ステップ 5 で採択することを支持して
での実施状況のモニタリングに	評価に関するガイドラインを作成するもの。	差し支えない。
関するガイダンス原案		

<残留農薬部会部会(CCPR)>

事項	概要	対処方針
食品及び飼料のコーデックス分	国際貿易される食品を、形状や植物学的な特徴等に基づ	ステップ5で採択することを支持して
類の改定原案(穀類)	き、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類した「食	差し支えない。
	品及び飼料のコーデックス分類」を改訂するもの。	
残留農薬の分析法に関するパフ	残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリ	ステップ5で採択することを支持して
オーマンスクライテリア(性能基	ア(性能基準)に関するガイダンス原案。	差し支えない。
準) に関するガイダンス原案		

<食品表示部会(CCFL)>

事項	概要	対処方針
包装食品の表示に関するコーデ	「包装食品の表示に関するコーデックスー般規格	ステップ5で採択することを支持して
ックス一般規格(CODEX STAN	(CODEX STAN 1-1985)」について、食品の品質・安全	差し支えない。
1-1985) の改訂	性に関する日付表示の規定を追加する等改訂を行うも	

$ V \rangle_{\alpha}$	

<乳・乳製品部会(CCMMP)>

事項	概要	対処方針
デイリーパーミエイトパウダー	第 38 回総会(2015 年 7 月)において新規作業として承	ステップ5で採択することを支持して
の規格原案	認され、電子的作業部会(議長国:デンマーク)のみで	差し支えない。
	組成や添加物、表示などの規格原案が作成されている。	
	ステップ5採択後は、回付文書の意見を踏まえ、ニュー	
	ジーランドがデンマークと協力して規格の改訂案を作	
	成、関係セクションについて関係部会に改訂案を提出し	
	て承認を求め、次回(第40回)の総会に改訂案を提出す	
	ることが勧告されている。	

仮議題5. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品衛生部会(CCFH)>

事項	概要	対処方針
スパイス及び乾燥ハーブの衛生	水分含量が低い食品の衛生実施規範の付属文書として収	廃止することを支持して差し支えない。
規範(CAC/RCP 42-1995)の廃	載されることから、当該実施規範を廃止とするもの。	
止		

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要	対処方針
ケイ酸アルミニウム (INS 559)、	必要なデータが得られなかったことから、ケイ酸アルミ	廃止することを支持して差し支えない。
ケイ酸アルミニウムカルシウム	ニウム (INS 559)、ケイ酸アルミニウムカルシウム (INS	
(INS 556) 及びガムロジングリ	556) 及びガムロジングリセリンエステル (INS 445(ii))	
セリンエステル (INS 445(ii)) の	の食品添加物の同一性及び純度に関する規格を廃止する	
食品添加物の同一性及び純度に	もの。	
関する規格の廃止		
GSFA 及び個別食品規格の食品添	ケイ酸アルミニウム及びケイ酸アルミニウムカルシウム	廃止することを支持して差し支えない。
加物条項の廃止(食品添加物の同	について、食品添加物の同一性及び純度に関する規格が	
一性及び純度に関する規格がな	廃止されることに伴い、これらの食品添加物条項を GSFA	
いため)	及び個別食品規格から廃止するもの。	

<食品汚染物質部会(CCCF)>

事項	概要	対処方針
GSCTFF における鉛の最大基準	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規	廃止することを支持して差し支えない。
値の廃止	格」(GSCTFF) において、鉛の最大基準値の改定及び品	
	目分類の変更に伴い、ラズベリー缶詰、イチゴ缶詰、グ	
	リーンビーンズ缶詰及びワックスビーンズ缶詰、グリー	
	ンピース缶詰、ジャム(フルーツプリザーブ)及びゼリ	
	ー、キュウリのピクルス、トマト缶詰、テーブルオリー	
	ブについて、現行の最大基準値を廃止するもの。	

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要	対処方針
食品または飼料中の残留農薬基	第 48 回 CCPR で廃止することが合意された 24 農薬の	廃止することを支持して差し支えない。
準値(MRL)案	MRL 案を廃止するもの。	

仮議題6. 新規作業の提案

<生鮮果実・野菜部会(CCFFV)>

事項	概要	対処方針
デーツパームの規格	デーツパームの規格策定に関する新規作業提案。	新規作業として採択することを支持し て差し支えない。

<魚類・水産製品部会(CCFFP)>

事項	概要	対処方針
魚類及び水産製品に関する実施	「魚類及び水産製品に関する実施規範(CAC/RCP	新規作業として採択することを支持し
規範におけるヒスタミンの管理	52-2003)」のヒスタミン管理の見直し及び各実施規範に	て差し支えない。
及び魚類及び水産製品の規格に	策定されているサンプリングプランの統一を行うための	
おけるヒスタミンのサンプリン	新規作業提案。	
グプランに関する新規作業		

<食品衛生部会(CCFH)>

事項	概要	対処方針
食品衛生の一般原則(CAC/RCP	食品衛生の一般原則(CAC/RCP 1-1969)及び HACCP	新規作業として採択することを支持し
1-1969) 及び HACCP に関する付	に関する付属文書の改正を行うための新規作業提案。	て差し支えない。
属文書の改正に関する新規作業		
生鮮果実・野菜に関する衛生実施	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範(CAC/RCP	新規作業として採択することを支持し
規範(CAC/RCP 53-2003)の改	53-2003) について、文書構成の再構築や新たな定義の追	て差し支えない。
正に関する新規作業	加等を行うための新規作業提案。	

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	対処方針
Ready-to-use 食品規格に関す	急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関するガイ	新規作業として採択することを支持し
るガイドライン案	ドライン原案策定のための新規作業提案。	て差し支えない。

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要	対処方針
農薬に関するコーデックス優先	2017 年までに JMPR が優先的に評価 (新規評価、定期的	CCPR で合意された案を支持して差し
リストの策定	再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のた	支えない。
	めの評価)を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュー	
	ル案。	

<食品表示部会(CCFL)>

事項	概要	対処方針
卸売用食品の包装の表示に関す	「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンス」を策定	新規作業として採択することを支持し
るガイダンス	するための新規作業提案	て差し支えない。

仮議題7. 作業中止の提案

<魚類・水産製品部会(CCFFP)>

事項	概要	対処方針
魚類及び水産製品に関する実施	当該実施規範について、最終製品の品質に関する結果に	作業の中止を支持して差し支えない。
規範(CAC/RCP 52-2003)の別	ついては実施規範の任意 (Optional) の別添としてまと	
添 1-11	めることとされたが、別添に含まれる内容が商業ベース	
	となっていることから実施規範には不要であり、MAP	
	(modified atmosphere packing : いわゆる保存期間を長	
	くするためのガス充填)に関する別添及び CAC/RCP	
	52-2003 に関連した別添 6 (実施規範の本文に含むことと	
	する)を除き、削除することで合意されたため、作業を	
	中止するもの。	

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要	対処方針
GSFA の食品添加物条項の案及び	第 48 回 CCFA が作業を中止することに合意した GSFA	作業の中止を支持して差し支えない。
原案	の食品添加物条項の案について、規格の策定作業を中止	

するもの。	
-------	--

<残留農薬部会(CCPR)>

事項	概要	対処方針
食品又は飼料中の残留農薬基準	第48回 CCPR で MRL 案を取り下げることが合意された	作業の中止を支持して差し支えない。
値(MRL)案	もの。	

仮議題8. コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要	対処方針
コーデックス規格と関連文書の	マグロ・カツオの缶詰の規格(CODEX STAN 70-1981)	本修正案を支持して差し支えない。
修正	及びカニの身の缶詰の一般規格 (CODEX STAN	
	90-1981)について、第 34 回 CCFFP 部会(2015 年 10	
	月)において二リン酸二ナトリウム及びリン酸の最大濃	
	度を「5 mg/kg (リン元素として)」に改訂することに合	
	意したが、単位についてはオンライン上に記載されてい	
	たものに mg/kg、g/kg 両方の記載があったため、事務局	
	に確認するよう依頼していた。事務局が確認したところ、	
	正しくは g/kg であったため、そのように修正するもの。	

仮議題9. コーデックスの作業管理と執行委員会の機能

事項	概要	対処方針
コーデックスの作業管理及び執	第 37 回総会(2014 年 7 月)において、コーデックス	コーデックス事務局主導の内部評価が、
行委員会の機能-事務局が主体	の作業管理を評価するために、①2段階プロセスの評価	より効果的かつ効率的に行われるよう
となって作る内部評価 (第1段	(コーデックス事務局主導の内部評価の後に外部評価)、	適宜対処したい。
階)の委託事項	②第 29 回 CCGP (2015 年 3 月) において、事務局が討	
	議文書を準備の上、具体的な評価の範囲及び進め方を検	
	討することが合意された。また、討議文書には2002年の	
	コーデックス評価の実施状況の分析を含め、執行委員会	
	の効率性及び代表性に関する事項についても取り扱うこ	
	ととされた。	
	第 29 回 CCGP では、事務局が準備した討議文書に基	
	づき、改善可能な分野などについて合意を求めないオー	
	プンな議論がなされたが、第38回総会直前に開催された	
	第 70 回執行委員会(2015 年 6 月)では、全く異なる議	
	論となり、内部評価に寄与する6つの key area (①戦略	
	的ガバナンス、②新規課題への対応、③コンセンサス、	
	④部会間での協力、⑤執行委員会の有効性・代表性、⑥	
	総会・執行委員会の効率性) が提案され、第 38 回総会	
	(2015年7月)では内部評価のスコープ決定のプロセス	
	について合意された。	
	第 30 回 CCGP (2016 年 4 月) では、第 38 回総会で決	

められたプロセスに基づき、内部評価の委託事項(Terms of Reference: ToR)が検討されたが、合意に至らなかった部分と未検討の部分については、第71回執行委員会及び第39回総会で検討することとなった。

仮議題11. 薬剤耐性に関するコーデックスの作業

事項	概要	対処方針
薬剤耐性に関するコーデックス	第 68 回 WHO 総会(2015 月 5 月)で採択された薬剤	関連組織における AMR に関する作業内
の今後の作業	耐性(AMR)に関するアクションプラン及び第39回 FAO	容と重複しないこと、また WHO の
	総会 (2015 年 6 月) で採択された AMR の決議を踏まえ、	Global Action Plan 等との整合性に留意
	第 70 回執行委員会(CCEXEC)(2015 年 6 月)で議論	しつつ、適宜対処したい。
	した結果、各国に意見を求めた上で、FAO、WHO と共同	
	で、事務局が必要に応じて本総会で検討するための提案	
	書を作成することとされていた。	
	本総会では、各国から提出された意見を踏まえ、以下	
	の内容を検討する。	
	①AMR に関する実施規範(CAC/RCP 61-2005)の改訂	
	及び AMR の統合的な監視に関するガイダンスの作成	
	に関する新規作業を開始すること	
	②上記作業のための特別部会を設置すること	
	③OIE と協力して、FAO/WHO に対して科学的助言を求	
	めること	

④FAO/WHO に対し、必要に応じた能力開発プログラム	
の作成を求めること	

仮議題12. 部会から総会に付託された事項

<魚類・水産製品部会(CCFFP)>

事項	概要	対処方針
CCFFP の今後の開催について	CCFFP で合意した内容(今後の魚類・水産製品部会の定	CCFFP で合意された案を支持して差し
	期開催を中断し、残る作業については、回付文書や電子	支えない。
	作業部会等にて作業を継続する)について、検討を求め	
	るもの。	

<分析・サンプリング法部会(CCMAS)>

事項	概要	対処方針
タンパク質定量のための窒素換	CCMAS で合意した内容 (窒素・タンパク室換算係数の	CCMAS で合意された案を支持して差し
算係数	決定は食品規格を検討する各部会の所掌範囲であり、	支えない。
	CCMAS は回答する立場にないということ、換算係数は	
	科学的な根拠に基づくべきであり、コーデックス規格の	
	間で整合されるべきこと、さらに、窒素・タンパク質換	
	算係数に関して現在入手できる科学的知見を評価する専	
	門家パネルを FAO と WHO が開催するのが適当である)	
	について、検討を求めているもの。	

<食品表示部会(CCFL)>

事項	概要	対処方針
有機食品ガイドラインの改訂に	CCFL から総会に対し、CCFL は本作業の技術的な条項	②作業の中止を支持して差し支えない。
関する養殖業の扱いについて	を議論するには適さないため、	
	①本作業を継続するために他の適切な部会を決定する、	
	あるいは、	
	②作業の中止、について、検討を求めているもの。	

<乳・乳製品部会(CCMMP)>

事項	概要	対処方針
モッツァレラチーズの規格につ	水分量の多いモッツァレラチーズの表面に対する保存料	①CCMMP による作業の検討を支持し
いて	及び固結防止剤使用の科学的正当性について、	て差し支えない。
	①乳・乳製品部会 (CCMMP) に本作業の検討と規格の	
	修正作業を検討するよう求める、	
	あるいは、	
	②CCFA に対し、個別規格の食品添加物条項と食品添加	
	物に関する一般規格(GSFA)の関連条項の整合に係る作	
	業の文脈で本作業を行うよう要請するか、検討を求めて	
	いるもの。	
プロセスチーズの規格について	第 37 回総会(2014 年 7 月)にて規格策定作業の再開を	コンセンサスに従う。
	決定し、第38回総会(2015年7月)にてステップ5で	ただし、作業を継続する場合には、これ
	採択されたが、その後の物理的作業部会や回付文書での	までの議論を踏まえた議論となるよう
	意見において、範囲や組成、添加物、表示などでなかな	適宜対処したい。

か合意を得ることができず、本総会において今後の進め	
方について明確に決めることとされている。	

仮議題14. FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援

事項	概要	対処方針
活動報告	最近の FAO/WHO の専門家会合とコーデックスによる検	コーデックスの活動及び FAO/WHO の
	討及び FAO/WHO の科学的助言の依頼状況について報告	科学的助言に関する活動が効率的かつ
	される。	継続的に行われることを確保する観点
予算及び支出	FAO 及び WHO がコーデックスに科学的支援を行うため	から、適宜対処したい。
	の予算及び支出が報告される。	
持続可能性の向上	FAO/WHO の科学的支援に関する予算を持続的に確保す	
(持続的な財源の確保)	るための方策について、議論が行われている。	
	前回総会(2015年7月)では、3つの解決策が協議され、	
	オプション1 (科学的助言に関する予算をコーデッック	
	ス全体の予算に統合する) が支持され、短中期的な解決	
	策として、一層の財政支援のため自国政府への働きかけ	
	が促された。	
	第 39 回総会では、FAO に対しては少なくとも現在の予	
	算額を維持すること、また WHO に対しては一定金額を	
	確保できる仕組みを確立することを求めるとともに、コ	
	ーデックス全体としてより持続的で安定的な財政基盤を	
	創出するため、再度議論が行われる。	

仮議題15. FAO 及び WHO の能力開発活動(活動報告書)

事項	概要	対処方針
FAO 及び WHO の能力開発活動	FAO 及び WHO が世界及び地域で行った能力開発に関す	情報収集に努め、適宜対処したい。
(活動報告書)	る活動について、報告される。	

仮議題16. コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金

事項	概要	対処方針
コーデックス信託基金 1(CTF1)	コーデックス規格策定に参画する意志を有する発展途上	2015 年は、厚生労働省及び農林水産省
(2004-2015 年)の 2015 年次報	国に対し、その参加を支援するために旅費を支援する信	より拠出している。CTF1 についての最
告書及び最終報告書	託基金について、CTF1 の最終年(2015 年)の報告と、	終評価結果については、適宜聴取した
	2003 年から 2015 年までに行われた活動状況(累計支援	い。CTF2 においては、会期中に意見交
	国、支援内容、累計寄付金額等)の報告、そして新たな	換等の機会があるので、適宜聴取した
	信託基金(CTF2)の実施の準備について報告される。	い。

仮議題17. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

事項	概要	対処方針
コーデックス委員会と他の国際	WTO、IAEA、OIE 等の国際政府機関及び ISO 等の国際	IAEA より、我が国での原発事故に関連
機関との関係	非政府組織機関から、コーデックスの活動に関係する取	する事項について報告がなされる予定
	組について報告がなされる予定。	であり、関連国際機関の活動に謝意を表

すると共に、我が国の現状について情報
提供したい。その他については、情報収
集に努め、適宜対処したい。

仮議題18. 議長及び副議長の選出

事項	概要	対処方針
議長及び副議長の選出	議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとさ	現在の議長及び副議長の再選を支持す
	れている。手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とさ	る方向で適宜対処したい。
	れており、現在の議長及び副議長は 2 期目であることか	
	ら、再度立候補が可能である。	

仮議題19. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	対処方針
コーデックス部会の議長を指名	各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有す	現在の議長国を支持して差し支えない。
する国の指定	る国を確認するもの。	

仮議題20.2 コーデックス会議出席のためのビザ発行

事項	概要	対処方針
コーデックス会議出席のための	部会の開催国の大使館が自国にない参加国は、近隣国の	現在我が国でホストしている部会はな
ビザ発行	領事館まで直接行ってビザ発行手続きを行わなければな	いが、適宜聴取したい。

らず、時間とお金がかかるので問題となっている。また、 部会開催直前になってビザ申請を行い、会議前にビザ申 請が間に合わないことも起きている。このような問題に	
対処するため、新たなビザ発行手続きの可能性を検討するもの。	

仮議題21. その他の作業

適宜対処したい。

仮議題22. 報告書の採択

議論の内容を反映した適切な報告書となるよう適宜対処したい。

第70回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 10 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
4-(2)	第 10 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 概要
5-(1)	第 30 回 一般原則部会(CCGP)議題
5-(2)	第 30 回 一般原則部会 (CCGP) 概要
6-(1)	第 48 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
6-(2)	第 48 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要
7-(1)	第 43 回 食品表示部会(CCFL)議題
7-(2)	第 43 回 食品表示部会(CCFL)概要
8-(1)	第 39 回 総会(CAC)仮議題
8-(2)	第39回 総会 (CAC) 主な検討課題